

消防の動き



2015
1
No.525

●平成26年版 消防白書の概要



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



平成26年版 消防白書の概要 4

平成 27 年 1 月号 No.525

巻頭言 年頭の辞（消防庁長官 坂本 森男）

Report

「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(47 火山)における避難施設等の設置状況の実態調査結果について 16

Topics

第27次消防審議会（第4回）の開催 19
 「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施について 21
 消防庁におけるエボラ出血熱への対応について 23
 消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について 25

緊急消防援助隊情報

平成26年度地域ブロック合同訓練の実施結果について 27

先進事例紹介

消防団など地域で活躍する大学生の就職活動を応援！ 31
 ～荒川区青年社会貢献活動認証制度～（東京都 荒川区）
 熊本市・益城町・西原村による消防広域化 33
 さらなる安全・安心に向けた広域化の取組み（熊本県 熊本市消防局）

消防通信～望楼

枚方寝屋川消防組合（大阪府）／千曲坂城消防本部（長野県）／ 35
 東京消防庁国分寺消防署（東京都）／日光市消防本部（栃木県）

消防大学校だより

警防科（第95期、第96期） 36
 自主防災組織育成短期講習会 37

報道発表等

最近の主な報道発表について（平成26年11月26日～平成26年12月19日） 38

通知等

最近の通知（平成26年11月26日～平成26年12月19日） 39
 広報テーマ（1月分・2月分） 39

お知らせ

第61回文化財防火デー 40
 1月17日「防災とボランティアの日」 41
 1月15日～21日は「防災とボランティア週間」
 消火栓や防火水槽付近への駐車は禁止されています 42
 消防団への入団促進 43



■ 表紙
本号掲載記事より

年頭の辞



消防庁長官 坂本 森男

平成27年の新春を迎えるに当たり、常日頃から地域の安心・安全を守るため、昼夜を分かたず消防防災活動にご尽力いただいております全国の消防関係者の皆様に、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、大規模な自然災害により、大きな被害が生じました。

夏には、台風や前線の影響により全国各地で大雨被害が発生し、中でも8月に広島市で発生した土砂災害では74名の方が犠牲となり、救助活動中の消防職員が再度発生した土石流に巻き込まれて殉職するという痛ましい出来事もございました。

また、60名を超える死者・行方不明者が発生した9月の御嶽山の噴火災害においては、高地で酸素が薄く、火山性ガスが発生し、さらに足下に大量の火山灰が降り積もっているという過酷な環境の下で、多くの消防職員が懸命の捜索活動に当たりました。

さらに、幸い死者が発生することはありませんでしたが、11月には、多くの家屋倒壊を伴う地震が長野県北部を震源として発生したところであり、今後、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震の発生も危惧されています。

ひとたび災害が発生すれば、先陣を切って災害現場に駆けつけ、果敢に活動する消防に、国民は大きな信頼と期待を寄せています。このような国民の信頼と期待に応えられるよう、消防庁においても、緊急消防援助隊や常備消防力の充実強化、消防団を中核とした地域の防災力の充実強化、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた大都市等の安全・安心対策、火災予防対策、被災地における消防防災体制の充実強化などを柱とした施策に取り組んでいるところです。

また、高齢者施設や有床診療所における火災が相次いだことを受け、消防法施行令の一部を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の見直し等を行いました。改正後の基準は、本年4月以降、順次施行されるため、施行に向けた取組を進める必要があります。

我が国の消防は、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、着実に進展し、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしてきました。皆様方におかれましても、我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

皆様のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成26年版 消防白書の概要

総務課

はじめに

今後発生が予測される大規模災害への対応と消防防災体制の強化 ～東日本大震災の教訓を生かす～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が約2万名、住家における全壊が約13万棟、半壊が約27万棟に被害が及んだ。

被災地の消防職団員は、地震発生直後から、自らの身の危険を顧みることなく避難誘導や防御活動に従事するなどして、津波によって300名近くにのぼる消防職団員が命を失ったが、その中でも、献身的に消防活動に当たり、多くの命を救った。

一方で、東日本大震災は、消防行政に多くの教訓を残した。

また、近年では、多くの被害が生じる自然災害や火災事故も全国各地で起きており、これらの災害も踏まえて、国土強靱化に資する取組の推進が求められている。

今後、消防庁としては、東日本大震災を含めた自然災害や火災事故における教訓をもとに、隊数の大幅増隊や車両の整備等による緊急消防援助隊の機能強化、消防団員の加入促進や消防団の装備の充実強化を通じた地域の防災力の充実強化、地方公共団体の危機管理体制及び訓練の充実、災害リスク情報の的確な提供の推進、有床診療所・病院火災対策の推進、石油コンビナート等における災害対策の推進など、消防防災体制の充実強化に努め、国民の命を守る消防防災行政を進めていくこととしている。

緊急消防援助隊の機能強化（特集1）

- 東日本大震災では、発災日から88日間にわたり、延べ約3万1,000隊、約11万人の緊急消防援助隊が消防・救助活動に尽力し、5,064名の人命を救助
- 切迫する南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害への対応を強化するため、車両・資機材の整備や訓練を通じ、運用を強化
- 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画」を平成26年度から平成30年度末までの第3期計画として改正し、緊急消防援助隊の機能強化を推進



緊急消防援助隊の救助活動（東日本大震災・宮城県気仙沼市）



被災地へ出動中の緊急消防援助隊（東日本大震災・岩手県大槌町）

南海トラフ地震、首都直下地震等に備えた大幅増隊

- ・東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠
- ・平成30年度末までの目標登録隊数をおおむね4,500隊規模からおおむね6,000隊規模に増強

- 災害時に迅速性が重要となる消火及び延焼防止活動、救助活動、救急搬送等の体制を充実強化するため、**消火・救助・救急の主要3小隊を合計1,100隊増強**
- 広域的な災害において、指揮支援隊の大幅な不足、都道府県大隊の複数地域に分かれての活動が想定されるため、**指揮支援隊を20隊、都道府県大隊指揮隊を50隊増強**
- 東日本大震災の経験を踏まえ、長期に及ぶ活動を想定した後方支援体制の確立が不可欠であることから、**後方支援の充実を図るため、後方支援小隊を160隊増強**

石油コンビナート災害に対応するためドラゴンハイパー・コマンドユニットの創設

- ・エネルギー・産業基盤で爆発・火災が発生した場合、周辺地域に危険を及ぼすだけでなく、我が国の国民生活に長期にわたって深刻な影響が発生
- ・エネルギー・産業基盤の災害を最小限に抑えるため、更なる消防力の強化が必要

- 特殊災害の対応に特化した、**エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）**を新設し、**全国12地域に配備予定**



エネルギー・産業基盤災害対応型
消防水利システム
(※写真は現時点のイメージ)

機動力の強化

- ・東日本大震災においては、部隊の集合や、部隊全体での移動時の給油や休息等に時間を要したという事例が発生
- ・南海トラフ地震等で発生が懸念される大規模な津波災害や、近年多発している土砂災害等において、浸水や土砂が堆積した悪路や通信が途絶した環境下において活動することを想定

- 初動対応をより迅速・的確にするため、大規模災害発生後、被災地に緊急・先遣的に出動し、特に緊急度の高い消火・救助・救急活動を展開するとともに、後続部隊の活動に資する情報収集・提供を行うことを任務とする**統合機動部隊**を新設
- 浸水地域で救助活動を効果的に行うための**津波・大規模風水害対策車両（小型水陸両用バギー等の救助資機材を積載）**や、がれき除去や道路の啓開などを行うための**重機及び重機搬送車を配備**

津波・大規模風水害対策車両



小型水陸両用バギー



後方支援体制の充実

- ・南海トラフ地震等では、緊急消防援助隊は東日本大震災以上に厳しい環境下で長期にわたり活動することを想定
- ・南海トラフ地震のような被災地が極めて広範囲にわたる災害では、部隊が陸路を使用して出動することや、部隊が使用する車両の燃料を確保することが困難となり、活動に支障を生じるおそれ

- 大型エアートtent、発動発電機、冷暖房機、寝具、トイレ、シャワー、情報通信機器等の資機材を積載し、100人規模の宿営が可能で、被災地での長期にわたる消防応援活動を支える拠点機能を形成するための特殊車両（拠点機能形成車両）を配備
- 消防防災施設整備費補助金の補助対象に救助活動等拠点施設を加え、救助隊が自律的に救助活動を行える拠点施設の整備を促進



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での拠点機能形成車両の活用状況（平成26年8月22日・広島市）（松山市消防局提供）

通信支援体制の整備

- ・東日本大震災の被災地域では、大規模な公衆通信の輻輳・途絶が見られ、緊急消防援助隊の情報収集・伝達や部隊運用に大きな影響、また、防災相互波が十分に活用されず、関係機関間のコミュニケーションに支障
- ・大規模災害現場では、厳しい通信環境下で多様な関係機関が活動することから、多種の通信回線を状況に応じて使い分けて、関係各所に必要な情報を伝達するなど、災害に強い多重的な通信の確保と有効活用が必要

- 災害に強い通信機能を保有し、被災地での通信確保のための支援活動を行う通信支援小隊を新設し、全国に50隊配備予定
- ヘリサットシステム、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システムの整備を推進

自衛隊、警察等との連携促進

- ・大規模災害の現場においてはマンパワーや資機材等の資源が限られていることから、自衛隊、警察、DMAT等の関係機関がそれぞれの特性について相互理解を深め、人命救助に向けて連携することが重要

- 全国を6ブロックに分け、毎年各ブロックにおいて、連携した部隊輸送、道路啓開、防災相互波を活用した情報共有、現地合同指揮所の設置・運用による活動調整等の具体的な課題についての合同訓練を実施
- 平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害では、急峻な山道での体力の消耗や疲労による事故を防ぐため、自衛隊ヘリコプターの支援により救助隊員の輸送を実施



現地合同指揮所における関係機関間の活動調整（緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練）

消防団等地域防災力の充実強化（特集 2）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立

- ・ 消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割はますます拡大
- ・ 消防団員数は、10年前の平成16年に比べ約5万人減少して約86万人となっており、消防団員の減少に歯止めをかけ、増加させることが必要

- 平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資するため、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立

【法律における主な規定】

- ・ 地域防災力の充実強化に関する計画の策定
- ・ 全ての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化
- ・ 国及び地方公共団体による消防団への加入の促進
- ・ 公務員の兼職の特例
- ・ 事業者・大学等の協力
- ・ 消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化
- ・ 地域における防災体制の強化

【法律制定を受けた消防庁における取組状況】

（消防団充実強化対策本部の設置）

- ・ 庁内に「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実等について、地方公共団体への支援・働きかけを実施

（消防団への加入促進）

- ・ 平成25年11月8日及び平成26年4月25日の2度にわたり、総務大臣から各地方公共団体の長あてに、消防団入団促進に関する書簡を送付
- ・ 消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入を促進
- ・ 文部科学省と連携し、大学等に対し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮等について働きかけを依頼

- ・ 法の定めに基づき、国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令を制定するとともに、地方公共団体に対し、地方公務員についても、国家公務員制度における取扱いを踏まえた適切な対応を依頼

- ・ 消防団員数が相当数増加した団体等19の消防団に対し、平成26年6月24日に総務大臣から感謝状を授与

（消防団員の処遇の改善）

- ・ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令を改正し、平成26年4月1日から、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円（最低支給額20万円）引上げ
- ・ 消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請



消防庁が交付する表示証
（ゴールドマーク）

(装備の充実強化)

- ・ 平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」を改正し、トランシーバー等の双方向通信機器やライフジャケット等の安全装備品等を盛り込むとともに、地方交付税措置を大幅に拡充
- ・ 平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算により、消防団及び消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等を整備

(教育・訓練の充実・標準化)

- ・ 平成26年3月28日に「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科として拡充強化

充実強化に向けた今後の取組

- ・ 第27次消防審議会では、諮問を受けて、平成26年7月3日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」を提出
- ・ 「国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべき」との答申

- 消防庁においては、中間答申を踏まえて、今後の消防団を中核とした地域防災力充実強化の施策に着実に反映させていく方針
- 平成26年8月29日には、日本消防協会の主催により、民間事業者をはじめ、勤めている方、若者や女性など、国民各界各層の幅広い参加を得て、「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を開催し、今後、各地域に展開されるよう施策を実施

【その他引き続き実施すべき施策】

- ・ 女性の入団推奨
- ・ 全国女性消防団員活性化大会の開催
- ・ 全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰の実施
- ・ 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開
- ・ 消防団活動のPR
- ・ 機能別団員及び機能別分団など消防団組織・制度の多様化方策の導入
- ・ 消防団員確保の支援体制の構築
- ・ 全国消防操法大会の開催



救命講習を行う女性消防団員



消防団員募集ポスター

最近の大規模自然災害・火災爆発事故への対応及びこれを踏まえた消防防災体制の整備（特集3）

伊豆大島の土砂災害を踏まえた危機管理体制及び訓練の充実

・平成25年10月11日に発生した台風第26号により、死者40名、行方不明者3名という甚大な被害が発生。特に東京都大島町においては、猛烈な雨が降り、大規模な土砂災害が発生

- 地元消防本部・消防団、都内応援の東京消防庁、緊急消防援助隊が一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開
- 緊急消防援助隊については、東京都知事からの応援要請を受けて1都4県の知事（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県）に対して長官が出動を求め、16日間にわたって延べ479隊、2,055人が活動
- 被災地が離島であったことから、緊急消防援助隊等の出動にあたり、航空自衛隊の輸送機の支援により、迅速に隊員、車両及び資機材を投入するなど、関係機関と連携して活動



緊急消防援助隊による夜間活動
（平成25年10月17日・大島町）（横浜市消防局提供）



C-1 輸送機から降りる消防車両
（平成25年10月19日・大島町）

- ・市町村の危機対応では、危機発生時に陣頭指揮をとることが求められる市町村長のリーダーシップが重要
- ・危機対応の経験がない職員は、研修を繰り返すことによって、危機意識や対応能力を高めていくことが重要
- ・危機が発生した時に適切な対応ができるには、実践的な訓練を定期的に行うことが重要

- 平成26年6月4日に、内閣府とともに、全国約190人の市長参加の下に「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催し、併せて、都道府県においても、市町村長を対象とした「都道府県防災・危機管理トップセミナー」を順次開催
- 都道府県及び市町村の危機管理担当職員等が防災・危機管理の基礎知識等を速やかに習得できるよう、平成26年度から、全国各地において、「防災・危機管理研修会」を開催
- 実践的な防災訓練の普及に向け、地方公共団体の行う防災訓練について、モデルとなる事例を地方公共団体等に対して情報提供を行い、防災訓練全体の底上げを図ることを目的とし、平成26年3月に「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を作成



広島市の土砂災害を踏まえた災害リスク情報の的確な提供の推進

・平成26年8月19日夜から翌20日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となり、広島市内の複数箇所です砂災害がおきて、死者74名という甚大な被害が発生

- 地元消防本部・消防団、広島県内の消防本部からの応援隊、緊急消防援助隊が一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開
- 緊急消防援助隊については、広島県知事からの応援要請を受けて1府6県の知事（大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県）に対して長官が出動を求め、17日間にわたって延べ694隊、2,634人が活動
- 災害現場近くに設置された現地合同指揮所に関係機関が集まり、災害現場の情報を共有し、活動エリアの区割りなど活動方針を調整・決定するなど、関係機関と連携して活動



小型水陸両用バギーによる活動（平成26年8月29日・広島市）
（岡山市消防局提供）



重機による活動（平成26年8月27日・広島市）
（岡山市消防局提供）

・平成11年6月に広島市において発生した土砂災害を教訓に、土砂災害防止法が制定されたにもかかわらず、再びその近隣地域において、前回は大きく上回る甚大な被害が発生
・今回の災害では、夜間における避難勧告のあり方が課題となったことから、政府非常災害対策本部において「深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供」等に取り組むことについて決定

- 平成26年9月に、「基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する」ことなど、ガイドラインにおける主な記載内容を改めて周知するとともに、判断基準がガイドラインに照らして不足、不備等ある場合は必要な見直しを行うよう地方公共団体に依頼
- 夜間や早朝を問わず住民に即時、確実に情報を伝達するには、複数の情報伝達手段を組み合わせる必要があることから、緊急速報メールの整備促進、防災行政無線の戸別受信機の配備、Lアラート（災害情報共有システム）の活用推進などを実施
- 突発的局地的豪雨による土砂災害時に、防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達について、どのような範囲でどう伝達すべきか検討するため、平成26年10月に「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」を発足

御嶽山噴火災害への対応

・平成26年9月27日に御嶽山で水蒸気爆発による噴火がおき、死者57名、行方不明者6名という甚大な被害が発生

- 地元消防本部・消防団、長野・岐阜両県内の消防本部からの応援隊、緊急消防援助隊が一体となって、御嶽山山頂付近などにおいて救助活動を展開
- 緊急消防援助隊については、長野県知事からの応援要請を受けて1都5県の知事（東京都、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県）に対して長官が出動を求め、21日間にわたって延べ1,049隊 4,332人が活動
- 標高3,000メートルという厳しい環境で、火山活動も継続している中での活動であり、さらに火山灰をかき分けながらの捜索であったため、活動中止・再開の基準の作成、火山ガス検知器や防毒マスクの携行等、隊員の安全管理や体調管理を徹底した上で活動を実施
- 自衛隊ヘリコプターによる山頂への隊員及び資機材の輸送、自衛隊や警察と活動エリアを区別しての捜索等、関係機関と連携して活動



火山性ガス検知器



火山ガスを検知する救助隊
(平成26年9月28日・御嶽山黒沢口登山道)
(名古屋市消防局提供)



バスケット担架等を用いた搬送
(平成26年9月28日・御嶽山王滝口登山道)
(東京消防庁提供)

・火口周辺で多くの登山者が被災したことから、我が国の火山防災対策に関する様々な課題が整理
・今回の噴火を教訓に、こうした火山災害を二度と起こさないよう、「火山噴火に関して緊急的に行う主な被害防止対策」が取りまとめられ、緊急的に取組を実施。

- 政府全体における緊急の取組として、緊急調査の実施、常時観測47火山全てにおける火山防災協議会の設置、登山者や旅行者に対する適切な情報提供と安全対策、火山観測体制の強化等を実施
- 政府全体における中期的な取組として、避難施設の整備、救助体制の強化、火山観測体制の更なる強化と調査研究の推進を実施
- 政府全体における継続的な取組として、火山災害に対する防災教育の推進、火山防災訓練の推進を実施



福岡市の有床診療所火災を踏まえた有床診療所・病院火災対策の推進

- ・平成25年10月11日、福岡県福岡市の有床診療所において、死者10名、負傷者5名という重大な人的被害を伴う火災が発生
- ・本火災においては、火災を発見した当直の職員が消防機関に通報していない、設置されていた消火器・屋内消火栓設備が使用されていないなど、初動対応等が不十分であったこと、防火戸が閉鎖せず、階段室等を経由して早期に煙が建物内に充満したことが、多数の死傷者を発生させた要因として指摘



- ICTを活用し、関係省庁間で情報を共有できる「有床診療所防火対策自主チェックシステム」(※)が、平成26年4月から運用を開始し、全国で利用が進んでいるが、更なる利活用の促進を図るほか、「有床診療所等における火災時の対応方針」による実践的な訓練の実施を推進し、防火管理体制の向上を図るなど、ソフト面の対策を実施
 - ※有床診療所の防火対策は、消防、建築、医療分野にまたがり、関係省庁が連携してサポートすることができる。
 - また、ICT技術を活用して自主チェックしたデータを関係省庁が共有することにより、効果的な対策を講じることができる。
 - これらのことから、消防庁のサーバーを活用してシステムを開発。
- ハード面の対策として、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、スプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務づけることとし、設置基準の強化を主な内容として消防法施行令を一部改正（平成26年10月16日公布、平成28年4月1日施行）
- 医療部局、建築部局等の関係機関との情報の共有・連携を図るため、防火関係規定の不備を把握した行政機関から他の関係部局への情報共有を適切に実施し、その後の改善に的確に結びつけていくよう体制の構築を推進

最近の爆発事故等を踏まえた石油コンビナート等における災害対策の推進

- ・東日本大震災後においても、石油コンビナート等における特定事業所では爆発火災等の重大事故が発生し、一部では多数の死傷者が出るなど深刻な事故も発生
- ・平成26年1月に発生した三菱マテリアル(株)四日市工場における爆発火災事故を契機として、石油コンビナート等の保安に関する規制を行う省庁が参加して連絡会議が設置され、重大事故の発生防止に向けて事業者及び業界団体に取り組むべき事項並びに関係機関が連携して取り組む事項等について平成26年5月に報告書を公表



- 厚生労働省及び経済産業省と連名で、関係業界団体に対し報告書に基づく取組を要請するとともに、各都道府県に対して石油コンビナート等における災害防止対策の推進に引き続き努めるよう通知
- 報告書を踏まえ、「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」を設置し、事故情報や政策動向を共有するとともに、共同運営サイトを開設し、事故情報等を発信
- 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき関係道府県が作成する石油コンビナート防災計画の見直しの促進を行うとともに、緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊の体制整備、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施を推進
- 自衛防災組織等において、保有する消防車両の操作技能を上げていくことは、石油コンビナート等の保安の確保、被害拡大の防止の観点から、極めて重要であるため、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を実施



技能コンテストの様子

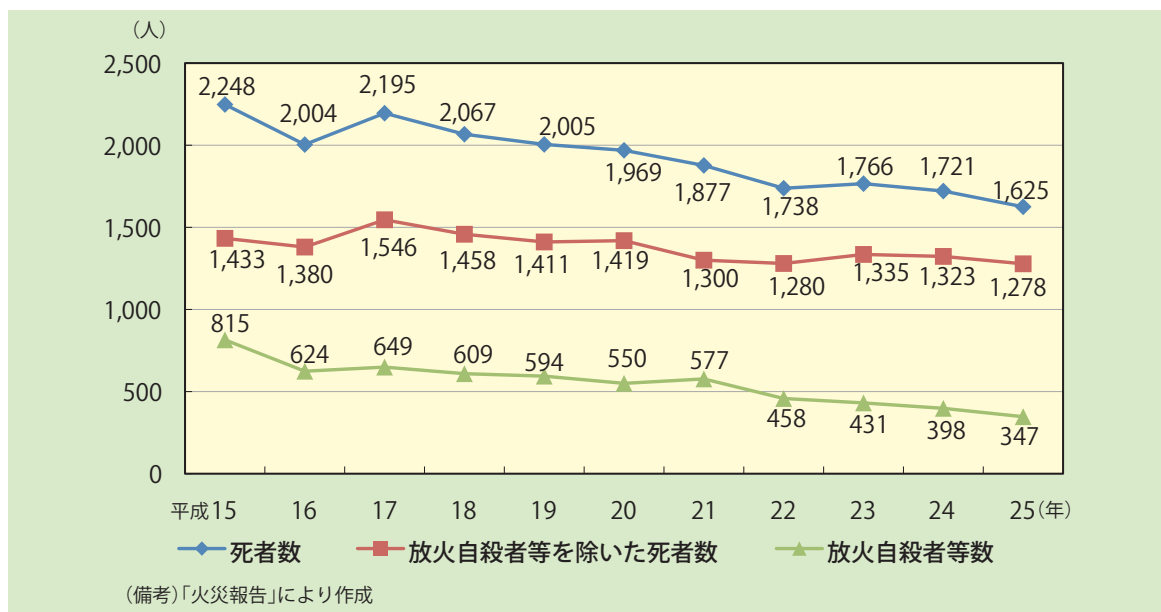
主な統計数値

火災の現況と最近の動向（第1章第1節）

○ この10年間の出火件数と火災による死者数は、おおむね減少傾向

- ・ 平成25年中の出火件数は4万8,095件、火災による死者数は1,625人
- ・ 出火件数については、前年増（3,906件増加）であるが、10年前の85.4%に減少
- ・ 火災による死者数については、前年減（96人減少）であり、10年前の72.3%に減少

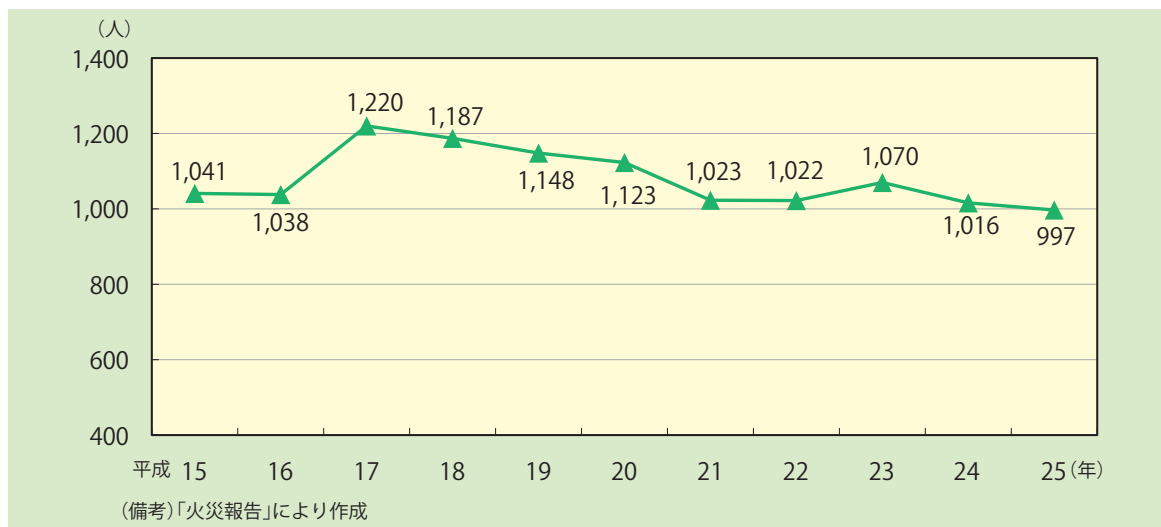
【火災による死者数の推移】



○ 平成25年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は997人

- ・ 前年と比べ19人減少、1,220人を記録した平成17年と比較すると223人の減少

【住宅火災による死者数の推移（放火自殺者等を除く。）】



- 建物火災が全火災の52.1%で最も高く、建物火災による死者数は1,254人
- 住宅用火災警報器の設置率は、79.6%（平成26年6月1日現在）
- 放火による火災は5,093件で、17年連続で出火原因の第1位



平成26年中の主な風水害（第1章第5節）

- **台風第8号及び梅雨前線の影響に伴う7月6日からの大雨等**
 - ・ 台風の接近・通過に伴い沖縄本島地方で記録的な大雨になったほか、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨が降り、浸水被害や土砂災害が発生
 - ・ 気象庁は、数十年に一度の強度の台風、数十年に一度の降雨量になると予想されたため、7月7日から9日にかけて沖縄県宮古島地方と沖縄本島地方に暴風、波浪、高潮、大雨の特別警報を発表
 - ・ 7月9日には長野県南木曾町で土石流が発生し、12歳の男子1人が死亡するなどの被害が発生
- **台風第12号及び台風第11号に伴う大雨等**
 - ・ 台風第12号や南から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本の広範囲で大雨となり、60万人以上を対象に避難勧告・避難指示が発令
 - ・ 台風第11号の影響で、西日本の太平洋側と東海地方を中心に1時間に80mm以上の猛烈な雨が降り、8月9日、三重県に対して大雨特別警報が発表され、約60万人を対象に避難指示が、約150万人を対象に避難勧告が発令
- **8月15日から8月26日にかけての大雨等（広島市における土砂災害を含む。）**
 - ・ 8月15日から17日にかけて、本州付近に前線が停滞し、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、8月16日と17日に降った雨の量が京都府福知山市、岐阜県高山市等で観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨
 - ・ 日本付近に前線が停滞し、暖かく非常に湿った空気が流れ込み、8月19日夜から20日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となり、同市安佐北区及び安佐南区では8月20日未明に166箇所土砂災害がおき、多くの死者が出るなど甚大な被害が発生（詳細は特集3参照）
 - ・ 北海道礼文町では、8月23日から24日にかけて記録的大雨が降り、土砂災害が発生
- **台風第18号に伴う大雨**
 - ・ 10月6日午前8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸
 - ・ 台風と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本の太平洋側を中心に大雨となり、約360万人以上を対象に避難勧告・避難指示が発令
- **台風第19号に伴う大雨・暴風等**
 - ・ 10月13日午前8時半頃に鹿児島県枕崎市付近、同日午後2時半頃に高知県宿毛市付近、同日午後8時過ぎに大阪府泉佐野市付近にそれぞれ上陸
 - ・ 沖縄・奄美と西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に大雨や暴風

【平成26年中の主な風水害による被害状況】

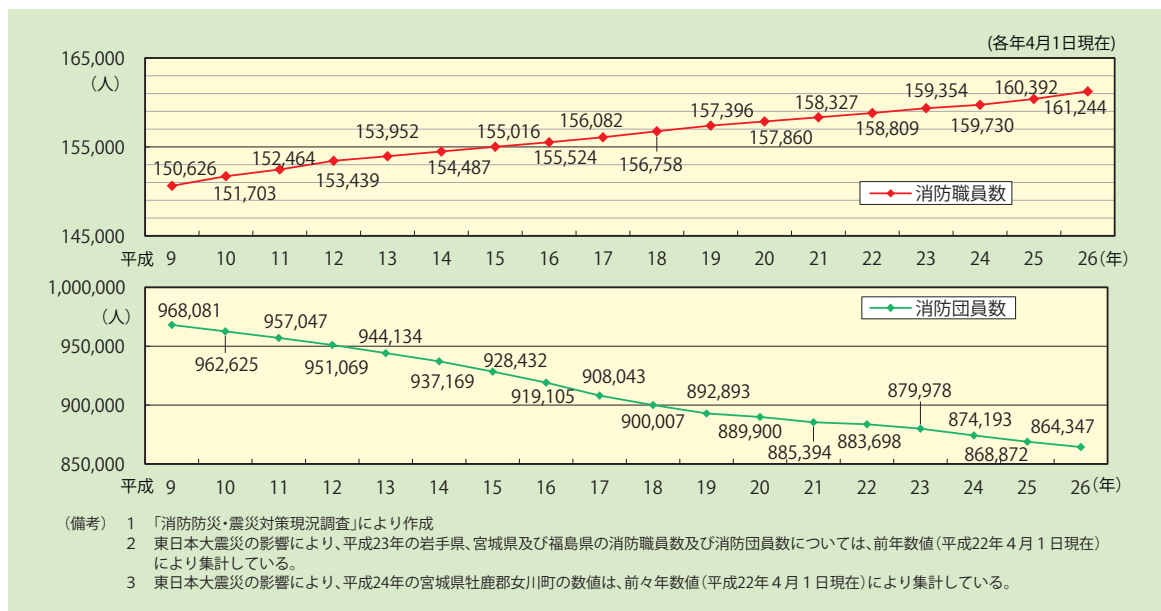
| 番号 | 災害名 | 主な被災地 | 人的被害（人） | | | 住家被害（棟） | | | | | 災害対策本部設置都道府県数 |
|-----|-----------------------------|-------------|---------|-------|-----|---------|-----|-------|-------|-------|---------------|
| | | | 死者 | 行方不明者 | 負傷者 | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | 床下浸水 | |
| (1) | 台風第8号及び梅雨前線の影響に伴う7月6日からの大雨等 | 山形県・長野県・沖縄県 | 3 | 0 | 67 | 14 | 3 | 107 | 331 | 1,053 | 10 |
| (2) | 台風第12号及び台風第11号に伴う大雨等 | 全国 | 6 | 0 | 92 | 14 | 162 | 857 | 1,648 | 5,163 | 15 |
| (3) | ア 8月15日から8月26日にかけての大雨等 | 近畿・北海道 | 8 | 0 | 7 | 35 | 129 | 3,034 | 2,117 | 3,406 | 6 |
| | イ 8月19日からの広島県における大雨等 | 広島市 | 74 | 0 | 44 | 174 | 187 | 143 | 1,168 | 3,097 | 1 |
| (4) | 台風第18号に伴う大雨等 | 東海・関東 | 6 | 1 | 72 | 2 | 4 | 251 | 671 | 1,869 | 4 |
| (5) | 台風第19号に伴う大雨・暴風等 | 全国 | 3 | 0 | 96 | 0 | 6 | 128 | 102 | 734 | 9 |

(備考) 1 「消防庁被害報」により作成
 2 気象庁は、7月30日から8月26日にかけての各地での大雨について、「平成26年8月豪雨」と命名（表番号（2）、（3）の災害が該当）
 3 広島市の土砂災害では、消防職員1人が再崩落した土砂に巻き込まれ死亡

消防の組織（平成26.4.1現在）の状況（第2章第1節）

- **消防本部**
 - ・ 752消防本部、1,703消防署が設置され、消防職員は16万1,244人
- **消防団**
 - ・ 消防団数は2,221団、団員数は86万4,347人であり、消防団はすべての市町村に設置

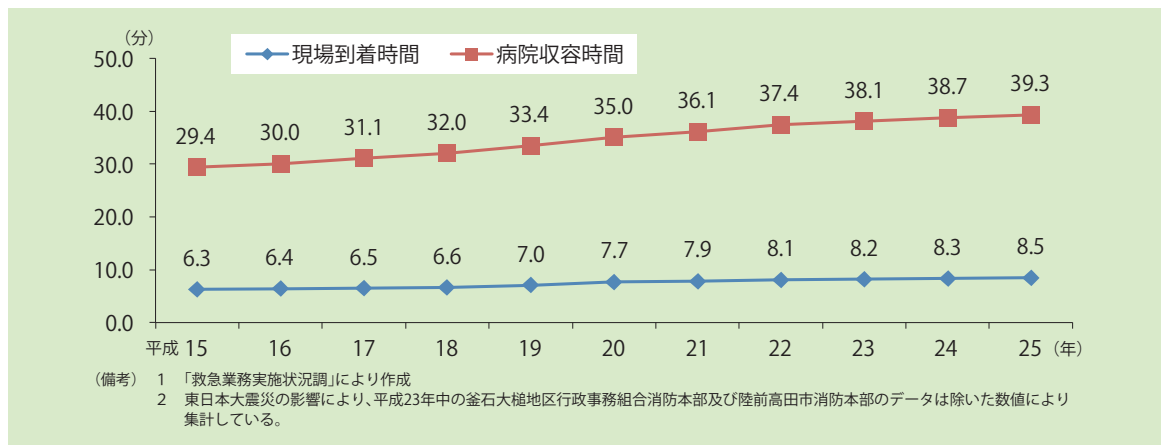
【消防職員数、消防団員数の推移】



救急業務の実施状況（第2章第5節）

- 救急自動車による救急出動件数は年々増加し、平成25年中は過去最高の590万9,367件で、10年前と比較して約22%増加
- 救急隊設置数は、平成26年4月1日現在、5,028隊(対前年比24隊増)で、10年前と比較して約7%の増加にとどまる
- 平成25年中の病院収容時間の平均は39.3分（10年前と比較し9.9分延伸）
- 平成25年中の現場到着時間の平均は8.5分（10年前と比較し2.2分延伸）

【救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移】



問い合わせ先
 消防庁総務課 落合 TEL: 03-5253-7521

「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(47火山)における避難施設等の設置状況の実態調査結果について

防災課・防災情報室

1 はじめに

平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火では、火口周辺で多くの登山者が被災し、我が国の火山防災対策に関する様々な課題が明らかになったところです。

消防庁では、この御嶽山噴火災害を受けて、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(47火山)における避難施設(退避壕・退避舎)、災害情報伝達手段の整備状況について緊急調査を10月に実施し、その結果を取りまとめました。

2 調査内容

(1) 調査対象

「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(47火山)周辺の地方公共団体(23都道府県159市町村)

(2) 調査項目

- ①退避壕・退避舎の整備状況について(施設数、施設規模等)
- ②災害情報伝達手段の整備状況について(防災行政無線、緊急速報メール等)

(3) 調査結果

表1・表2参照

【調査結果概要】

①退避壕・退避舎の整備状況

- ・47火山のうち、退避壕・退避舎のいずれかが整備されているものは12火山となっている。そのうち退避壕については、11火山で110施設が整備、退避舎については、4火山で23施設が整備されている。

②災害情報伝達手段の整備状況

- ・47火山のうち、山頂又は山道に防災行政無線(同報系)の屋外スピーカーが整備されているものは16火山となっている。
- ・緊急速報メールについて、山頂における受信状況

が把握できている41火山のうち、山頂の全域において1社以上受信可能は10火山、一部地域において1社以上受信可能は28火山となっている。また、山道における受信状況が把握できている43火山のうち、山道の全域において1社以上受信可能は9火山、一部地域において1社以上受信可能は31火山となっている。

- ・47火山のうち、27火山において山小屋が整備されており、うち19火山において防災行政無線(移動系)等の伝達手段が整備されている。

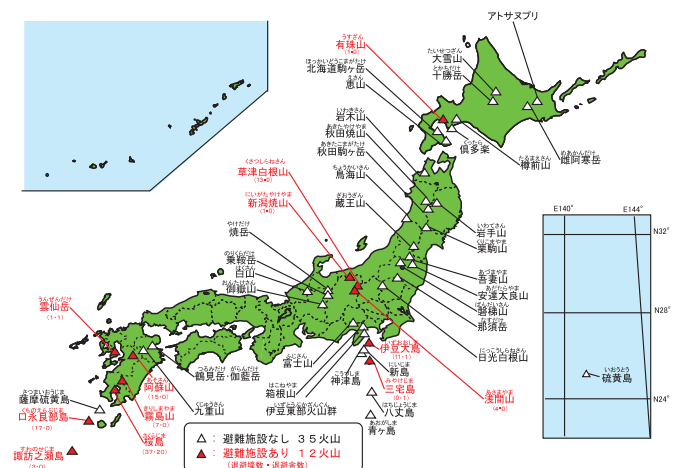
3 おわりに

本調査結果をもとに、中央防災会議のもとに設置された火山防災対策推進ワーキンググループ等において、登山者等に対する適切な情報提供や安全対策を検討していくこととしています。

消防庁においても、これらの政府の方針を踏まえ、登山者等の安全確保のため、退避壕等の整備に対する支援拡充、災害情報伝達手段の整備促進等に取り組むこととしています。

なお、本調査結果については、総務省消防庁のホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2611/261128_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)にも掲載されています。

火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な47火山における避難施設の整備状況



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 中島 吉岡
TEL: 03-5253-7525

表1 常時観測47火山における避難施設の整備状況に係る緊急調査結果

平成26年10月現在

| | 火山名 | 関係都道府県 | 避難施設整備状況 | | | | | | | |
|--|---------|-----------------|------------------|-----|-----------------------------------|----------------|-----------------|-----|------------------|----------------|
| | | | 退避壕 | | | 退避舎 | | | | |
| | | | 有無 | 施設数 | 設置主体 | 施設規模 (面積×1) | 有無 | 施設数 | 設置主体 | 施設規模 (面積×1) |
| 1 | アトサヌプリ | 北海道 | × | | | | × | | | |
| 2 | 雌阿寒岳 | 北海道 | × | | | | × | | | |
| 3 | 大雪山 | 北海道 | × | | | | × | | | |
| 4 | ★十勝岳 | 北海道 | × | | | | × | | | |
| 5 | 樽前山 | 北海道 | × | | | | × | | | |
| 6 | 倶多楽 | 北海道 | × | | | | × | | | |
| 7 | ★有珠山 | 北海道 | ○ | 1 | 民間(ロープウェイ運営会社) | 23㎡ | × | | | |
| 8 | 北海道駒ヶ岳 | 北海道 | × | | | | × | | | |
| 9 | 恵山 | 北海道 | × | | | | × | | | |
| 10 | 岩木山 | 青森県 | × | | | | × | | | |
| 11 | 秋田焼山 | 秋田県 | × | | | | × | | | |
| 12 | 岩手山 | 岩手県 | × | | | | × | | | |
| 13 | 秋田駒ヶ岳 | 秋田県・岩手県 | × | | | | × | | | |
| 14 | 鳥海山 | 秋田県・山形県 | × | | | | × | | | |
| 15 | 栗駒山 | 秋田県・岩手県 宮城県 | × | | | | × | | | |
| 16 | 蔵王山 | 山形県・宮城県 | × | | | | × | | | |
| 17 | 吾妻山 | 山形県・福島県 | × | | | | × | | | |
| 18 | 安達太良山 | 福島県 | × | | | | × | | | |
| 19 | 磐梯山 | 福島県 | × | | | | × | | | |
| 20 | 那須岳 | 福島県・栃木県 | × | | | | × | | | |
| 21 | 日光白根山 | 栃木県・群馬県 | × | | | | × | | | |
| 22 | 草津白根山 | 群馬県・長野県 | ○ | 13 | 4=群馬県 9=市町村 | 19~128㎡ | × | | | |
| 23 | 浅間山 | 群馬県・長野県 | ○ | 4 | 市町村 | 10~20㎡ | × | | | |
| 24 | 新潟焼山 | 新潟県・長野県 | ○ | 1 | 市町村 | 20㎡ | × | | | |
| 25 | 焼岳 | 長野県・岐阜県 | × | | | | × | | | |
| 26 | 乗鞍岳 | 長野県・岐阜県 | × | | | | × | | | |
| 27 | 御嶽山 | 長野県・岐阜県 | × | | | | × | | | |
| 28 | 白山 | 岐阜県・石川県 福井県 | × | | | | × | | | |
| 29 | 富士山 | 山梨県・静岡県 神奈川県 | × | | | | × | | | |
| 30 | 箱根山 | 神奈川県・静岡県 | × | | | | × | | | |
| 31 | 伊豆東部火山群 | 静岡県 | × | | | | × | | | |
| 32 | ★伊豆大島 | 東京都 | ○ | 11 | 市町村 | 10~60㎡ | ○ | 1 | 東京都 | 120㎡ |
| 33 | 新島 | 東京都 | × | | | | × | | | |
| 34 | 神津島 | 東京都 | × | | | | × | | | |
| 35 | ★三宅島 | 東京都 | × | | | | ○ | 1 | 市町村 | 2710㎡ |
| 36 | 八丈島 | 東京都 | × | | | | × | | | |
| 37 | 青ヶ島 | 東京都 | × | | | | × | | | |
| 38 | 硫黄島 | 東京都 | × | | | | × | | | |
| 39 | 鶴見岳・伽藍岳 | 大分県 | × | | | | × | | | |
| 40 | 九重山 | 大分県 | × | | | | × | | | |
| 41 | ★阿蘇山 | 熊本県 | ○ | 15 | 不明 | 13~53㎡ | × | | | |
| 42 | ★雲仙岳 | 長崎県 | ○ | 1 | 長崎県 | 124㎡ | ○ | 1 | 長崎県 | 170㎡ |
| 43 | ★霧島山 | 宮崎県・鹿児島県 | ○ | 7 | 市町村 | 8~29㎡ | × | | | |
| 44 | ★桜島 | 鹿児島県 | ○ | 37 | 市町村 | 10~21㎡ | ○ | 20 | 市町村 | 117㎡ |
| 45 | 薩摩硫黄島 | 鹿児島県 | × | | | | × | | | |
| 46 | 口永良部島 | 鹿児島県 | ○ | 17 | 市町村 | 11㎡ | × | | | |
| 47 | 諏訪之瀬島 | 鹿児島県 | ○ | 3 | 市町村 | 10㎡ | × | | | |
| 合計 | | | ○:11火山 ×:36火山 | 110 | 都道府県:5 市町村:89 民間:1 不明:15 | | ○:4火山 ×:43火山 | 23 | 都道府県:2 市町村:21 | |
| ★:活動火山対策特別措置法第2条第1項の規定により、避難施設緊急整備地域が指定されている8火山(霧島山は新燃岳のみ) | | | ○:8火山 ×:2火山 | 69 | 都道府県:1 市町村:55 民間:1 不明:15 | | ○:4火山 ×:4火山 | 23 | 都道府県:2 市町村:21 | |

※1 面積については、建面積、延面積、避難面積等を記載

表2 常時観測47火山における災害情報伝達手段に係る緊急調査結果

平成26年10月現在

| 火山名 | 関係都道府県 | 市町村からの情報伝達手段の整備状況 | | | | | | | | | 山小屋と市町村との伝達手段の整備状況 | | | |
|-----|---------|--------------------------------|------------------------------|--|----|----|-------------|---|-----|----------------|--------------------|--------------------|----------------------------|--|
| | | 防災行政無線(同報系) (屋外スピーカー) ※1 | 緊急通報メール※2 | | | | その他 | 山道 | その他 | その他の伝達手段 ※3 | 山小屋数 | 保有している伝達手段 ※3 | | |
| | | | 山頂 | 山道 | 山道 | 山道 | | | | | | | | |
| 山頂 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | | | |
| 山頂 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | 山道 | | | |
| 1 | アトサヌプリ | 北海道 | × | 3 | | | | 3 | | | | なし | 0 | |
| 2 | 雌阿蘇岳 | 北海道 | △(山道) | 2 | 1 | | | | 3 | | | コミュニティFM | 0 | |
| 3 | 大雪山 | 北海道 | × | | 3 | | | | 3 | | | なし | 3 | 防災行政無線(移動系) |
| 4 | 十勝岳 | 北海道 | △(山道) | | 3 | | | | 3 | | | 有線サイレン | 1 | なし |
| 5 | 樺前山 | 北海道 | × | | | | 3 (未把握) | | | | 3 (未把握) | 不明 | 1 | 防災行政無線(移動系)・携帯電話 |
| 6 | 倶多楽 | 北海道 | × | | | | 3 (未把握) | | | | 3 (未把握) | 不明 | 0 | |
| 7 | 有珠山 | 北海道 | × | 3 | | | | 3 | | | | コミュニティFM | 0 | |
| 8 | 北海道駒ヶ岳 | 北海道 | △(山道) | | | | 3 (未把握) | | | | 3 (未把握) | なし | 0 | |
| 9 | 恵山 | 北海道 | × | | 3 | | | 3 | | | | コミュニティFM | 0 | |
| 10 | 岩木山 | 青森県 | × | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | なし | 3 | なし |
| 11 | 秋田焼山 | 秋田県 | × | | 2 | 1 | | | 2 | 1 | | なし | 2 | なし |
| 12 | 岩手山 | 岩手県 | × | | 2 | 1 | | | 3 | | | なし | 2 | 携帯電話・簡易無線 |
| 13 | 秋田駒ヶ岳 | 秋田県・岩手県 | △(山道) | | 3 | | | | 2 | 1 | | なし | 2 | 防災行政無線(同報系)・戸別受信機 |
| 14 | 烏海山 | 秋田県・山形県 | × | | 2 | | 1 (未把握) | | 2 | | 1 (未把握) | コミュニティFM | 9 | 防災行政無線(移動系)・携帯電話 |
| 15 | 栗駒山 | 秋田県・岩手県 宮城県 | △(山道) | | 3 | | | | 3 | | | コミュニティFM | 1 | なし |
| 16 | 蔵王山 | 山形県・宮城県 | × | | 3 | | | | 3 | | | コミュニティFM | 5 | 衛星携帯電話 |
| 17 | 吾妻山 | 山形県・福島県 | × | | 3 | | | | 3 | | | コミュニティFM | 4 | 携帯電話・衛星携帯電話 |
| 18 | 安達太良山 | 福島県 | × | | 3 | | | | 3 | | | なし | 4 | 携帯電話・衛星携帯電話 |
| 19 | 磐梯山 | 福島県 | × | | 3 | | | | 3 | | | コミュニティFM 有線サイレン | 2 | 携帯電話 |
| 20 | 那須岳 | 福島県・栃木県 | × | | 3 | | | | 3 | | | なし | 2 | なし |
| 21 | 日光白根山 | 栃木県・群馬県 | × | | | | 3 (未把握) | | | | 3 (未把握) | 不明 | 1 | なし |
| 22 | 草津白根山 | 群馬県・長野県 | △(山頂) | | 3 | | | | 3 | | | コミュニティFM | 4 | 防災行政無線(移動系)・固定電話 衛星携帯電話 |
| 23 | 浅間山 | 群馬県・長野県 | △(山頂・山道) | 2 | 1 | | | | 3 | | | なし | 1 | 携帯電話 |
| 24 | 新潟焼山 | 新潟県・長野県 | △(山道) | | 3 | | | | | 3 | | なし | 0 | |
| 25 | 焼岳 | 長野県・岐阜県 | × | | | 3 | | | 3 | | | 不明 | 1 | 衛星携帯電話 |
| 26 | 乗鞍岳 | 長野県・岐阜県 | × | | 3 | | | | 3 | | | 不明 | 3 | 携帯電話 |
| 27 | 御嶽山 | 長野県・岐阜県 | △(山頂・山道) | | 3 | | | | 3 | | | なし | 10 | 防災行政無線(同報系)・戸別受信機 防災行政無線(移動系)・携帯電話・衛星携帯電話 |
| 28 | 白山 | 岐阜県・石川県 福井県 | × | | 3 | | | | 3 | | | コミュニティFM | 10 | 携帯電話・衛星携帯電話 |
| 29 | 富士山 | 山梨県・静岡県 神奈川県 | × | 1 | 2 | | | | 3 | | | コミュニティFM | 51 | 防災行政無線(移動系)・固定電話・携帯電話 |
| 30 | 箱根山 | 神奈川県・静岡県 | △(山頂・山道) | | 3 | | | | 3 | | | コミュニティFM | 1 | 防災行政無線(移動系)・固定電話 |
| 31 | 伊豆東部火山群 | 静岡県 | △(山道) | | 3 | | | | 3 | | | なし | 0 | |
| 32 | 伊豆大島 | 東京都 | △(山頂) | | 1 | | 2 (未把握) | | 1 | | 2 (未把握) | なし | 0 | |
| 33 | 新島 | 東京都 | × | | 2 | | 1 (未把握) | | 3 | | | なし | 0 | |
| 34 | 神津島 | 東京都 | △(山道) | | 3 | | | | 3 | | | なし | 0 | |
| 35 | 三宅島 | 東京都 | × | | 1 | | 2 (未把握) | | 1 | | 2 (未把握) | なし | 0 | |
| 36 | 八丈島 | 東京都 | × | | 3 | | | | 3 | | | なし | 0 | |
| 37 | 青ヶ島 | 東京都 | ○(山頂・山道) | 2 | | 1 | | | 2 | | 1 | なし | 0 | |
| 38 | 硫黄島 | 東京都 | × | | | 3 | | | | | 3 | なし | 0 | |
| 39 | 鶴見岳・御座岳 | 大分県 | × | | 3 | | | | 3 | | | コミュニティFM | 0 | |
| 40 | 九重山 | 大分県 | × | 1 | 2 | | | | 2 | 1 | | なし | 5 | なし |
| 41 | 阿蘇山 | 熊本県 | △(山頂・山道) | | 3 | | | | 3 | | | なし | 1 | 防災行政無線(移動系)・固定電話 伊布知・衛星携帯電話 |
| 42 | 雲仙岳 | 長門県 | × | | 3 | | | | 3 | | | なし | 3 | 固定電話・携帯電話 |
| 43 | 霧島山 | 宮崎県・鹿児島県 | △(山道) | | 3 | | | | 3 | | | なし | 2 | なし |
| 44 | 桜島 | 鹿児島県 | × | | | | 3 (入山不可) | | 3 | | | 不明 | 0 | |
| 45 | 薩摩硫黄島 | 鹿児島県 | × | | | 3 | | | | 3 | | なし | 0 | |
| 46 | 口永良部島 | 鹿児島県 | × | 1 | | 2 | | | 1 | | 2 | なし | 0 | |
| 47 | 諏訪之瀬島 | 鹿児島県 | × | | | 2 | | 1 (未把握) | 1 | | 2 | なし | 0 | |
| 合計 | | | ○: 1火山 △: 15火山 ×: 31火山 | 3社のうち1社以上全域受信可能: 19火山 1社以上一部地域受信可能: 29火山 3社とも受信不可: 3火山 | | | | 3社のうち1社以上全域受信可能: 9火山 1社以上一部地域受信可能: 31火山 3社とも受信不可: 3火山 | | | | | 山小屋あり: 27火山 山小屋なし: 20火山 | 伝達手段あり: 19火山 伝達手段なし: 8火山 |

※1 ○:山頂及び山道に整備済み △:山頂若しくは山道の一部の地域に整備済み ×:未整備
 ※2 山頂及び山道それぞれについて、「全域受信可能」、「一部地域受信可能」、「受信不可」の携帯電話数を記載
 ※3 各手段について、火山内の一部分のみ整備している場合も記載

第27次消防審議会(第4回)の開催

総務課

平成26年11月27日(木)に、第27次消防審議会(消防庁長官の諮問機関。会長・室崎益輝神戸大学名誉教授)の第4回会議を開催しました。

開会に当たり、坂本森男消防庁長官から、次のとおり挨拶がありました。

第27次消防審議会第4回会議 消防庁長官挨拶



皆様、おはようございます。

お忙しいところ御出席いただきまして、本当にありがとうございます。7月22日に消防庁長官に就任いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。日頃から消防防災行政につきまして御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚く御礼申し上げます。

私は、就任以来4か月経過したところですが、昨年の10月に大島の土砂災害が起こりまして、約1年の間に8月の広島土砂災害、それから9月27日の御嶽山の噴火の災害、そして、つい先週の末の11月22日、長野県の神城断層の地震が起こりまして、3つ立て続けに緊急消防援助隊の派遣要請をするということになりました。

この中でも広島土砂災害につきましては、救助活動中の消防職員が殉職されました。先日の消防葬につきましても私が出席してまいりましたけれど

も、そのような困難な状況の中で多くの消防職員、消防団員の皆様に長期間にわたって懸命な捜索活動に従事していただいたことに非常に心強く思っている次第でございます。

先日の長野県の神城断層の地震につきましては、夜中の10時8分に地震が起こりまして、その後、情報収集をしましたが、停電がありました。夜中でありましたので、万が一、中越地震のような感じで土砂災害に巻き込まれた車両等があると、連絡が入ってこないという可能性もあるものですから、すぐ長野県の阿部知事と連絡を取りまして、緊急消防援助隊のヘリコプターを朝方派遣するということと、朝の捜索に備えて夜中の間に地上部隊を近くまで参集させておくということで、東京都隊と新潟県隊、富山県隊の地上の3隊を大町の周辺まで移動させておくという形で指示をいたしました。

結果は、地域の自主防災組織、そして消防団、消防職員の極めて速やかな活動によりまして、1人の犠牲者も出さずに済んだという非常に喜ばしい結果になったわけでございます。小谷村などは、3,000人の人口で二百数十名の消防団員がおりまして、あの地域全体でも、土曜、日曜と、各々1,000名以上の消防団員が活動したところでございます。

北アルプス広域消防本部は約90名の消防職員しかおりません。一番北部の消防署は白馬でございまして、小谷村には消防署はなかったわけでございますけれども、そういった状況の中で非常に救出活動が、近隣の力を得ながら救助活動を続けられたということに対しまして、本当に地域防災力の必要性というのを実感したところでございます。

この第27次の消防審議会におきましては、いろいろと精力的な御審議をいただきました。去る7月3日には、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」を取りまとめたところでございます。消防庁といたしまして、この答申を受けまして、早速加入促進を図るための

通知を発出いたしました。平成27年度の概算要求におきまして、例えば若者や女性の消防団の加入促進を図るためのモデル事業に係る経費を、中間答申の趣旨を踏まえた施策として盛り込んだところでございます。

女性に関しましては、10月に内閣総理大臣を本部長とした、すべての女性が輝く社会づくり本部を設置しまして、政策パッケージを決定したところです。この中には、女性消防団員の加入促進が盛り込まれておりまして、今2万2,000人おります女性消防団員でございますけれども、更に積極的な加入促進を図ってまいりたいと考えております。

それから、去る8月29日、消防団を中核とした地域防災力充実強化大会を契機に、消防団を中核としました、こういった防災力の強化の機運を盛り上げていく必要があると考えております。そのため引き続きこの消防審議会におきまして、地域防災力の充実強化の在り方について忌憚ない御意見を賜りまして、今後の施策に反映してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

近年の大規模化、複雑・多様化する災害や事故から、国民の生命、身体及び財産を守るために、着実に消防防災体制を強化する必要があると考えております。最後になりますが、皆様方の更なるお力添えをお願い申し上げます。ありがとうございます。

消防庁長官 坂本森男

今回の会議においては、まず、中間答申後の初の開催であることから、「今後の調査審議の進め方について」について、消防庁から説明を行いました。次に、「社会経済情勢の変化を踏まえた今後の地域の防災の在り方について」として、①地域の防災を取り巻く社会経済情勢、②地域の防災の主体の状況について、消防庁から説明を行いました。

これらの説明の後、委員間での意見交換が行われました。委員からは、地域ごとの事情の違いも踏まえた常備消防、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ等といった地域の防災の主体の役割分担や位置付けに関する御意見を中心に、幅広い御意見が出されました。

また、「その他」として、石井委員から、日本医師会において作成された「ICS基本ガイドブック」等についての御紹介がありました。

次回第5回会議は、年明け年度内の開催を予定しており、今回会議における各委員からの御意見を踏まえた具体的な議論を行う予定です。

なお、消防審議会の配布資料、議事要旨及び議事録は、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/shingi.html) に掲載しています。

【議事次第】

- 1 開会
- 2 消防庁長官挨拶
- 3 議題
 - (1) 今後の調査審議の進め方について
 - (2) 社会経済情勢の変化を踏まえた今後の地域の防災の在り方について
 - (3) その他
- 4 閉会



問合わせ先

消防庁総務課 濱里、安藤、山田
TEL: 03-5253-7506

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施について

特殊災害室

1 はじめに

消防庁では、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト(以下「技能コンテスト」という。)」を実施し、その結果、優秀な技能を有する5組織に対し総務大臣表彰を行いました。以下その概要について記載します。

2 技能コンテスト実施の背景

近年、石油コンビナートでは、大規模な爆発、火災の延焼等により、死傷者が生じる事案や事業所の敷地外にまで影響が及ぶ事案が発生しています。さらに、南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が懸念されています。

石油コンビナート等災害防止法に基づき石油コンビナート区域内の特定事業所においては災害対応を行うため、化学消防車等の資機材を備えた自衛防災組織が置かれています。石油コンビナート等の保安の確保、被害拡大の防止のため、この自衛防災組織は極めて重要な役割を担っていることから、消防庁では自衛防災組織の技能や士気を向上させることを目的とした技能コンテストを今年度から実施することとしました。

3 技能コンテストの概要

(1) 出場対象

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車(以下「2点セット」という)を所有し、管轄消防本部が推薦した特定事業所の自衛防災組織又は共同防災組織を対象とし、33組織が出場。

(2) 実施時期

11月5日の津波防災の日の前後に行うこととし、平成26年10月27日から11月12日までの間で実施。

(3) 実施場所

各特定事業所内

(4) 実施種目

「2点セット」を使用した競技

(5) 競技実施隊員の構成

ア 大型化学高所放水車小隊・・・中隊長(指揮者)1名、小隊長1名、機関員1名、隊員2名(省力化を実施している隊は隊員を減ずることが出来る。)

イ 泡原液搬送車小隊・・・小隊長1名、機関員1名

(6) 水利

特定事業所内に設置されている消防車用屋外給水施設(代替を含む。)

(7) 想定火点の位置

大型化学高所放水車の正面を中心に左右いずれか、約45度方向で概ね15m以上の距離。

(8) 火災想定

事象所内で、危険物火災が発生し、自衛防災組織等の2点セットが出場。大型化学高所放水車が消防車用屋外給水施設に水利部署し、後続の泡原液搬送車が大型化学高所放水車後方10mの位置に部署し、泡原液の送液体制をとる。防ぎよ体制が整った後、大型化学高所放水車から火点へ泡放射を実施する。なお、今回は泡原液搬送車からの送液はせず、放水量は2,000ℓ/minとした。



技能コンテストの様子

4 審査

(1) 審査者

消防庁、全国消防長会、消防本部(競技実施事業所を管轄する本部以外とする)、危険物保安技術協会の職員

(2) 審査内容

ア 行動審査

競技開始報告から終了報告後の解散までの間において、次の内容に関し〔 〕内に示す具体的な減点項目を定め採点した。

- (ア) 士気、規律〔号令の不明確、誤り／号令前に行動開始／服装の乱れ／任務分担外操作／中隊長指揮位置不適〕
- (イ) 正確な行動、動作、チームワーク〔呼唱の不適／中隊長の乗車確認不備／放水はじめ号令前に放水開始／放水やめ号令前に放水停止／点検報告不適〕
- (ウ) 確実な操作〔塔操作不十分(高さ・旋回・放水姿勢)／ホースの搬送・展張要領不適／指揮・号令と違う動き／つまずき・転倒／ホースの結合・接続確認〕
- (エ) 使用機械器具の精通及び愛護〔器具の投げ捨て／器具の踏みつけ／器具の蹴飛ばし／器具の落下〕
- (オ) 各隊員の安全管理〔車輪止め確認不備／乗車要領不適(飛び乗り、飛び降り)／車両の安全管理不備(サイドブレーキ)／アウトリガー・ジャッキ安全管理不備／アウトリガー・ジャッキ確認不備／放水塔伸長時・伸長後の塔体下部移動〕

イ 計時審査

審査長の放水はじめての合図から放水量2,000ℓ/minが確認出来るまでが5分を超えた場合、減点対象とした。

ウ 審査・表彰委員会

前記ア及びイにより審査員が採点した結果を消防庁長官を委員長とする審査・表彰委員会に報告し、当該委員会にて大臣表彰組織である最優秀賞(1組織)及び優秀賞(4組織)を決定。

5 審査結果

審査・表彰委員会により次の通り総務大臣表彰組織を決定しました。

(1) 最優秀賞

出光興産株式会社 徳山事業所 出光共同防災組織(山口県)

(2) 優秀賞

大黒神奈川共同防災センター(神奈川県)

新関西国際空港株式会社 関西国際空港航空機給油施設自衛防災組織(大阪府)

鹿川ターミナル株式会社 鹿川ターミナル自衛防災組織(広島県)

新居浜地区共同防災協議会(愛媛県)



総務大臣賞表彰式にて

6 おわりに

各組織とも日々研鑽を積まれた成果を技能コンテストにおいて発揮して頂きました。よって、大臣表彰以外の28組織に対しても消防庁長官表彰を行いました。この結果については消防庁HP(<http://www.fdma.go.jp/>)内の11月28日付け報道発表をご覧ください。

また、技能コンテストを通じて、競技を行った隊員だけでなく、サポートする事業所の方々も含めた防災意識の向上、さらには自衛防災組織と管轄消防本部との一層のコミュニケーションの強化が図られる等、当初の目的以上の成果が得られたと考えています。

今後も、各組織におかれては、災害の予防に努めていただくとともに、不断の訓練等により、万が一に備え、石油コンビナート等における防災体制の中核を担っていただきたいと思います。消防庁におきましても、様々な取組を通して、石油コンビナート等の保安の確保に取り組んで参ります。

なお、技能コンテストに関する詳細は消防庁HP(<http://www.fdma.go.jp/>)内のバナーに掲載しておりますので、ご覧ください。

問合わせ先

消防庁特殊災害室 瀧下、橘高
TEL: 03-5253-7528

消防庁におけるエボラ出血熱への対応について

救急企画室

(1) エボラ出血熱拡大の経緯

エボラ出血熱については、昨年（以下、日付は全て昨年）3月にギニアが世界保健機構（WHO）に対し、アウトブレイク発生を報告し、その後隣接するシエラレオネ、リベリア及びナイジェリアにおいても患者が報告されました。8月8日、WHOの緊急委員会は、国際保健規則（IHR）に基づく「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」と判断し公表しました。その後もギニア、リベリア、シエラレオネでは、患者報告が継続しており、スペイン及びアメリカでも感染者が報告されました。WHOによると、12月14日までに合計18,603名の感染者（疑い例含む。）が報告され、うち死亡者は6,915名にのぼっています。

消防庁では、エボラ出血熱の対策として、昨年夏以降、様々な対応を取ってきました。以下、その対応の概要を説明します。

(2) 9月3日通知

エボラ出血熱の感染拡大を受け、消防庁では全国の消防機関に注意喚起を行うため、9月3日に各都道府県消防防災主管部局に対し事務連絡¹を発出し、厚生労働省ホームページ²掲載情報の確認、衛生主管部局との情報共有や連携、各消防本部への周知等を促しました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、エボラ出血熱は一类感染症に指定されており、エボラ出血熱の患者（疑似症を含む。以下同じ。）として都道府県知事が入院を勧告した患者又は入院させた患者の特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関への移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長）が行う業務とされています。具体的には、多くの都道府県等では保健所が移送することとなっています。

しかし、救急業務として傷病者を搬送した後にその傷病者がエボラ出血熱に感染していたと判明する可能性があり、その場合は救急隊員の健康管理や救急車の消毒等を徹底することが必要となります。

(3) 10月28日通知（11月21日に一部改正）

その後も、スペイン及びアメリカにおいて患者が確認されるなど、エボラ出血熱の感染の拡大が続いたことを受けて、10月24日付けで厚生労働省より、国内発生を想定した衛生主管部（局）における基本的な対応が示されました³。この通知においては、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去1ヶ月以内の滞在歴が確認できた者は、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこと等の基本的な対応が定められました。

この厚生労働省通知を受けて、消防庁では、10月28日付けで「エボラ出血熱の国内発生を想定した消防機関における基本的な対応について（依頼）⁴」を発出し、消防機関における基本的な対応を示しました。この通知においては、救急要請時に発熱症状を訴えている者には、ギニア、リベリア又はシエラレオネへの渡航歴の有無を確認し、過去1ヶ月以内の渡航歴があることが判明した場合は、本人に自宅待機を要請するとともに、直ちに保健所に連絡し、対応を保健所へ引き継ぐこと等を定めました。これは、発熱症状及び過去1ヶ月以内の流行3ヶ国への渡航歴のある方は厚生労働省の10月24日通知により疑似症患者として取り扱われ、その移送は保健所等の業務となること、さらに厚生労働省も地域の医療機関を受診することは控え、まず保健所に連絡しその指示に従うよう周知しており、救急活動においてそのような傷病者に接した場合にも、救急隊員を通じた二次感染の防止のため、すみやかに保健所に対応を引き継ぐことが適当であることを踏まえたものです。

1 http://www.fdma.go.jp/emergency_rescue/kyukyu_kyujo_tuchi/2014/20140903-1.pdf

2 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/ebola.html>

3 「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について（依頼）」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/dl/20141024_02.pdf

4 http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2610/pdf/261028_kyu182.pdf

なお、厚生労働省が11月21日付けで10月24日通知の一部改正を行い⁵、疑似症患者として取り扱われる要件を縮小したことを受け、消防庁でも同じく11月21日に通知の一部改正を行いました⁶が、消防機関における基本的な対応については変更はありません。

(4) 関係閣僚会議の開催、疑似症事案への対応

通知発出と同日の10月28日、政府は、海外で感染が確認された邦人への対応及び国内で感染が確認された場合の対応に備える等、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応するため、エボラ出血熱対策関係閣僚会議を開催しました。

また、消防庁もこれを受け、10月29日、消防庁長官を議長とするエボラ出血熱緊急対策連絡会議を設置し、国内で感染が確認された場合の消防機関の対応に備える体制を整えました。

閣僚会議の開催に先立つ10月27日、羽田空港検疫においてリベリア渡航歴のある男性に発熱が認められ、疑似症患者として検疫所が国立国際医療研究センターに移送する事案が発生しました（検査結果は陰性）。

また、11月7日には、東京都町田市で、リベリアから11月4日に帰国し健康監視対象となっていた60代男性が発熱し、国立国際医療研究センターに移送される事案が発生しました。また、関西国際空港検疫においても、11月7日に入国した20代のギニア人女性に発熱が認められ、検疫所がりんくう総合医療センターに移送する事案が発生しました（いずれも検査結果は陰性）。このうち、東京都町田市の事案については、東京消防庁が、東京都福祉保健局との間で事前に締結していた協定に基づき、福祉保健局の行う移送に協力を行いました。

(5) 患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について（11月28日通知）

国内においてエボラ出血熱の患者が発生した場合には、前述のとおり都道府県知事等が特定又は第一種感染症指定医療機関へ移送を行うこととなっており、都道府県知事等は、国内のどの地域でエボラ出血熱の患者が発生した場合でも、常時保健所等が移送を行うことのできる基本的な体制を確保する責務を有しています。このた

め、厚生労働省においては、保健所等が移送を行うに当たって必要な車両・資器材の調達等について支援していますが、現時点の実情としては、移送体制がまだ十分に整っていない地域があり、早急に全国各地域において移送体制を確保していく必要があります。

そのような中、厚生労働省から消防庁に対して保健所等が行う移送について消防機関による協力の要請があったため、消防庁は厚生労働省と協議を行った上で、消防機関が保健所等に協力する際の基本的なルールについて示すため、11月28日に「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について⁷」を発出しました。この通知の内容となっている共同文書では主に、消防機関が移送に協力を行う基本的なケースや、消防機関が移送に協力を行う条件（保健所等が、移送の実施の決定や入院医療機関の選定を行うことや、患者及び移送に当たる職員を医学的管理下に置いた上で移送を行うこと等）について定めており、保健所等と消防機関との間で事前に協定等を締結するよう求めています。

消防機関が移送に協力を行う条件として挙げた事項は、患者移送の実施主体は保健所等であり、消防機関が車両の運行等の事実行為について協力を行う場合でも保健所等の責任を明確化する必要があること、さらには、エボラ出血熱が一类感染症であり、救急隊員を通じた二次感染を防止することが最も重要であることを踏まえて定めた条件です。

なお、この通知発出の以前から、地域によっては患者の移送への協力に係る保健所等と消防機関との協議が進められていたところですが、消防機関の行う協力の内容等が不明確な団体においては、本通知の内容に沿って事前の協定等により協力の内容等を明確化しておくことが求められます。

問い合わせ先

消防庁救急企画室 立花
TEL: 03-5253-7529

5 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/dl/20141121_01.pdf

6 「エボラ出血熱の国内発生を想定した消防機関における基本的な対応の改正について」
http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2611/pdf/261121_kyu196.pdf

7 http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2611/pdf/261128_kyu198.pdf

消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について

地域防災室

1 はじめに

平成26年7月、第27次消防審議会から「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」（以下「中間答申」という。）が出されたことを受け、消防庁は「第27次消防審議会中間答申を踏まえた消防団の更なる充実強化について（依頼）」（平成26年7月14日付け消防地第79号消防庁長官通知）を発出し、各地方公共団体に対して消防団の充実強化に向けた取組を依頼しました。

その後、消防庁では、消防団の現状や各地方公共団体の取組状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、多くの地方公共団体で2月から3月に開催される各地方議会に向け、当面、重点的・優先的に取り組む必要のある事項をまとめ、「消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について」（平成26年11月28日付け消防地第153号消防庁次長通知。以下「消防庁次長通知」という。）を発出し、各地方公共団体に対してこれらの事項について取組を行うよう依頼しました。

2 当面の重点取組事項

各地方公共団体が当面、重点的・優先的に取り組む必要のある事項は、消防庁次長通知において都道府県・市町村別にまとめられており、その項目は次のとおりです。

【都道府県】

- ① 消防団協力事業所に対する減税措置等の支援
- ② 高校生の消防活動への理解の促進等

【市町村】

- ① 消防団の装備の改善
- ② 消防団員の報酬の引上げ

- ③ 消防団員の定年年齢の引上げ等に係る措置
- ④ 在勤者・大学生等の消防団への入団に係る条例改正
- ⑤ 消防団活動を実施した大学生等に対する認証制度導入による就職活動支援
- ⑥ 消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮
- ⑦ 高校生の消防活動への理解の促進等
- ⑧ 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの早期策定

消防庁次長通知の全文については、以下URLを御参照ください。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2611/pdf/261128_chi153.pdf

3 大学生等の消防団への加入の促進

消防団員を長期的に確保していくためには若い人材の確保が重要であり、各地域において大学生（専門学校生を含む。）等の消防団員に関する様々な取組が実施されています。その結果、大学生等の消防団員数は、平成18年4月1日現在では1,234人でしたが、平成26年4月1日現在では2,656人となり、年々増加しています。

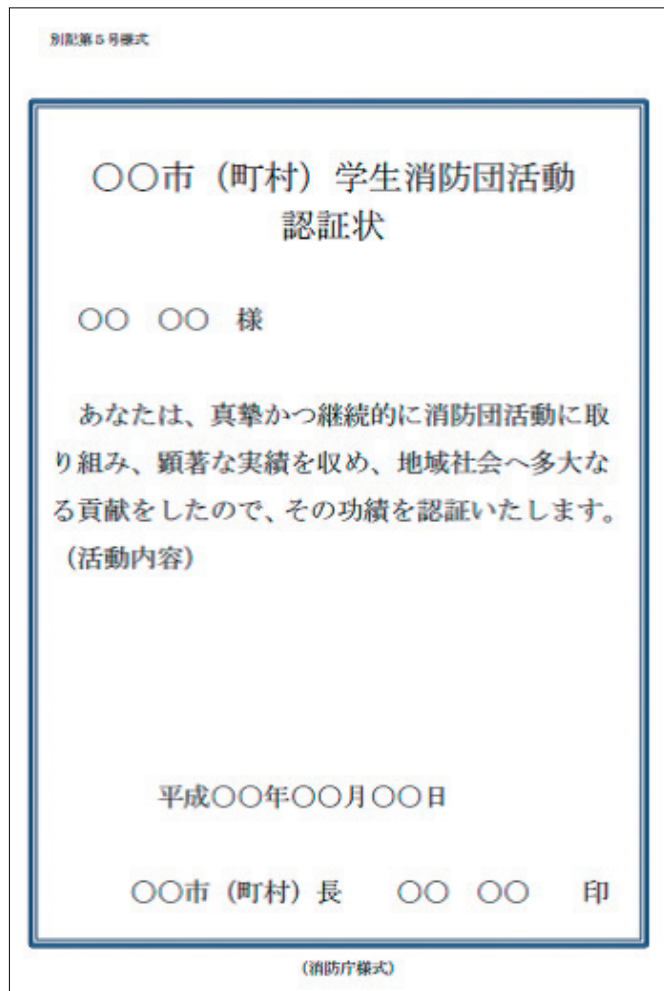
中間答申において、大学生等の加入の促進に当たっては、就職を想定したインセンティブの付与が効果的である旨の提言があったことを踏まえて、消防庁は、消防団に所属する大学生等に対する就職活動支援の一環として、各市町村の取組に資するよう、「〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度実施要綱（例）」を定め、消防庁次長通知において示しました。本制度は、市町村が、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等の功績を認

証することにより、就職活動を支援することを目的としています。認証された大学生等には、学生消防団活動認証状（図1）が交付され、また、就職活動時において企業に提出するために学生消防団活動認証証明書（図2）が交付されます。

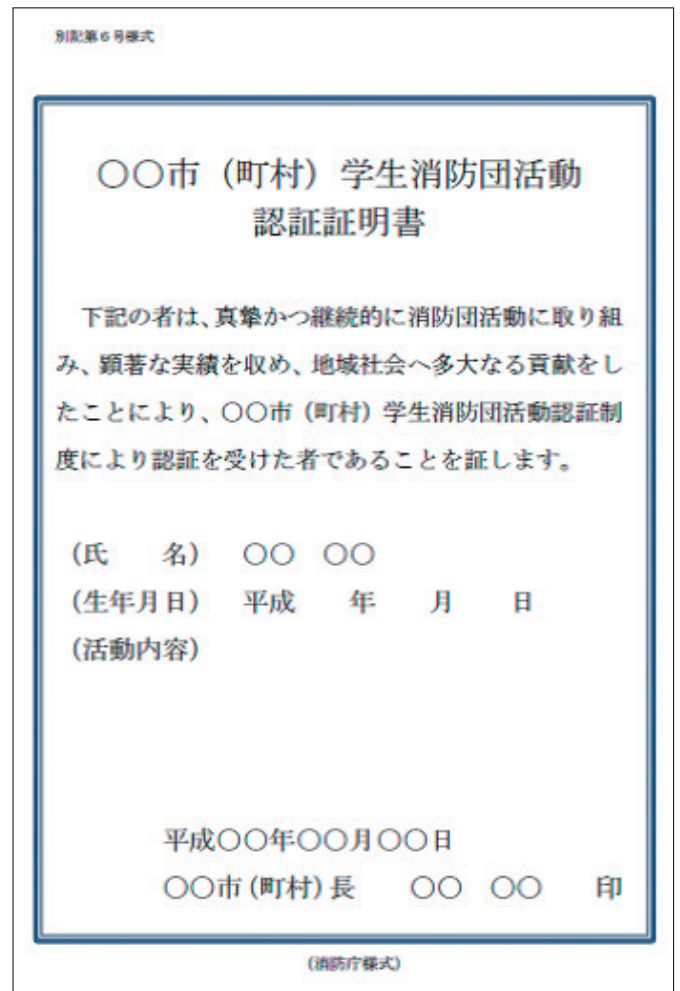
各市町村においては、本制度を参考にして、大学生等が行った消防団活動が就職活動時において積極的に評価されるための取組を実施することが期待されます。また、各企業においては、従業員の採用時において、大学生等から本制度に基づく学生消防団活動認証証明書の提出が

あった場合は、当該大学生等は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたと認証された者であることを踏まえ、採用時において積極的に考慮することが期待されます。

なお、本制度の実施要綱（例）を定めるに当たっては、東京都荒川区において実施されている「荒川区青年社会貢献活動認証事業」を参考にしました。荒川区の当該事業については、本号の先進事例紹介に掲載されていますので御参照ください。



(図1)



(図2)

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室
TEL: 03-5253-7561

緊急消防援助隊情報

平成26年度地域ブロック合同訓練の実施結果について

広域応援室

中国・四国ブロック 緊急消防援助隊合同訓練実行委員会

平成26年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練は、過去に発生した各地の大規模地震等の実災害を想定し、限られた部隊でいかに対応するかをコンセプトに、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の防災関係機関との連携強化及び受援計画の検証を目的として、岡山県岡山市の岡山市消防教育訓練センターを主会場に次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成26年11月1日（土）～2日（日）

2. 実施場所

岡山市、瀬戸内市



民間フェリーによる海路輸送（玉野市宇野港）

3. 実施内容

(1) 訓練想定

平成26年11月1日(土) 9時00分頃、岡山市東区を震源とするマグニチュード7.0の直下型地震が発生し、岡山市及び瀬戸内市で震度6強、周辺市町で震度6弱を観測した。

この地震により、多くの建築物が倒壊したほか、火災、土砂崩れ等の災害が発生している。これらの被害により、死者及び負傷者が多数発生しており、人的被害は今後さらに拡大する模様であり、岡山県内の消防力のみでは対応が困難であることから、緊急消防援助隊の応援を要請する。

その後、瀬戸内市牛窓沖を震源とする余震により津波が発生、多くの地域が孤立し、沿岸部では家屋が流出するなど被害は甚大なものとなっている。

(2) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

緊急消防援助隊の応援要請を行うとともに、岡山県庁に消防応援活動調整本部、岡山市中消防署及び瀬戸内市消防本部に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、緊急消防援助隊の活動調整等の図上訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 県災害対策本部内に設置される航空運用調整グループと岡南飛行場の航空隊指揮本部において、参加機の運用調整を行ったが、市、県の航空隊員だけでは、多数機の調整は困難であった。航空隊OB等の支援体制の構築について今後検討する必要がある。



消防応援活動調整本部設置運営訓練（岡山県庁）

(3) 部隊参集訓練

各県及び県内応援隊は、県南部の数か所を進出拠点とし、徳島県大隊・高知県大隊については民間フェリーを活用し、玉野市宇野港を進出拠点として部隊参集訓練を実施した。

当日は天候不良により、指揮支援部隊長（広島市消防局）の参集方法をヘリコプターから陸路に変更するとともに、京都市消防航空隊による参集途上のヘリサット映像配信等についても中止を余儀なくされた。

《今後の課題等》

- 船舶による進出については、乗船前の駐車スペースの確保のほか、乗下船時の近接角、背離角による車両の損傷等への注意が必要である。また、今回は関係消防本部の協力により、待機場所の確保等をいただいたが、実災害時における船舶会社との調整に課題を残している。



(4) 部隊運用訓練

指揮支援部長の部隊統制の下、地震及び津波による被害を想定した各種訓練を実施するとともに、県内応援隊、警察広域緊急援助隊、陸上自衛隊、海上保安庁、DMAT等と連携した訓練を実施した。

また、津波・大規模風水害対策車、重機、海水利用型消防水利システム等の消防庁無償使用車両の活用も訓練想定に組み込んだ。

さらに、今回の訓練は、協定団体の重機、救助犬団体、民間事業所の自衛消防隊、消防団及び多数傷病者役として看護学生の参加協力を得て、実災害さながらの訓練を実施することができた。

《今後の課題等》

- 航空小隊による参集直後のブラインド訓練は、天候不良により今回は実施できなかったが、場外離着陸・低空飛行許可、物件投下届出について訓練本部（岡山県消防防災航空隊）が一括申請することにより、実施することは可能である。
- 降雨により、夜間訓練、部隊運用訓練場所で、一部の車両がスタックするトラブルが発生した。天候等によるトラブル発生時の臨機の対応も視野に入れておかねばならない。



土砂災害対応訓練（岡山市岡東浄化センター）

(5) 情報通信訓練

ヘリテレ、無線中継車等による映像配信、動態情報システム等を活用した情報の共有及び防災相互波を使用した海上保安庁巡視艇と消防防災ヘリコプターとの情報通信訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 県防災機によるヘリテレ伝送や無線中継車による映像配信、海上保安庁巡視艇との防災相互波を使用しているヘリ連携訓練等を実施したが、今後、他機関とも複数の連絡体制を確認しておく必要がある。
- 動態情報システムについては、画像添付のメール送信等により指揮支援本部との情報共有ができていたが、緊急連絡メール、出動途上等における支援情報共有ツールについて、活用の徹底を図る。



津波不明者捜索救助訓練（岡山市消防教育訓練センター）

(6) 後方支援活動訓練

後方支援活動訓練は、公園グラウンドを野営場所として実施した。拠点機能形成車、支援車I型等も直近の駐車スペースを活用でき、雨天時においても支障なく作業を行うことができた。

《今後の課題等》

- 宿営場所については、活用可能な既存施設等を活用することも考慮しなければならないが、訓練においては、野営訓練を前提として実施し、悪条件下でのテント設営、給食支援、燃料補給等の後方支援のあり方を各県大隊で確認する必要がある。

4. おわりに

今回の訓練は、ブラインド型訓練を基本とするとともに、岡山県のみが被災地という考え方ではなく、中国・四国ブロックにおいて想定される土砂災害や津波被害等に対応すべく、実践的かつ現実的な訓練となるよう計画しました。

緊急消防援助隊の海路輸送から部隊運用、他機関との連携まで、課題や問題点等の検証を行うことができ、大変有意義な訓練となりました。

今回の訓練を通して得た成果や課題をもとに、受援時における計画及び体制の評価を行い、消防体制の改善を図っていく所存です。

今回の訓練に際しまして、多大な御協力を賜りました福岡市消防局、兵庫県大隊、中国・四国ブロック各県消防本部及び関係機関の皆様へ心から感謝申し上げます。



関東ブロック 静岡県実行委員会

平成26年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練は、南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した想定で、発災初期の「72時間の壁」に対応することをコンセプトに、より実践的な訓練とするため、ブラインド型を取り入れるとともに、消防及び関係機関が夜間も継続して連携活動を実施するなど、静岡県浜松市を主会場に次のとおり実施しました。



夜間情報収集に向かう消防防災ヘリコプター（富士山静岡空港）

1. 実施日

平成26年11月5日（水）～11月6日（木）

2. 実施場所

浜松市、磐田市

3. 図上訓練

(1) 主眼

緊急消防援助隊出動時における被災地消防機関と指揮支援隊との連絡調整に主眼を置き、緊急消防援助隊の応援等要請から受援に至るまでの一連の運用をロールプレイング方式で実施した。

(2) 訓練の概要

ア 県西部地区の5市（掛川市、袋井市、菊川市、御前崎市、湖西市）を被災地に設定し、広域被害を想定するとともに、静岡県庁と各被災地消防機関庁舎では、災害時に各種本部が実際に設置される部屋を使用して実施した。

イ 消防応援活動調整本部と指揮支援本部に配置する指揮支援隊は事前に指定していたが、訓練に参加するタイミングは、実際に出動に要する時間を考慮して実施した。

ウ 被害想定は、被災地ごとの地域特性を踏まえ設定し、地震動による津波、火災、救助、その他ライフライン等の状況について、会場ごとに配置したコントローラーからプレイヤーに対して付与した。

(3) 今後の課題等

実動訓練と並行して実施したため、図上訓練では動態

情報システムと支援情報共有ツールを使用せず、有線電話とFAXのみで訓練を実施したが、消防応援活動調整本部と各指揮支援本部との連絡調整が不十分であった。

動態情報システム等の有効性を実感するとともに、より効果的な図上訓練を実施するためには、実動訓練とは日時を分けて実施すべきと考える。

4. 実動訓練

(1) 主眼

緊急消防援助隊の部隊参集、部隊運用、後方支援等の一連の活動について、実践的に行うため、実際の時間軸で実施するとともに、被災地に精通した地元消防団との連携や、自衛隊、警察、DMAT等の関係機関との連携に主眼を置いて実施した。

(2) 訓練の概要

ア 浜松市と磐田市を被災地とし、静岡県受援計画等に基づく進出拠点、ヘリベース、災害拠点病院等を訓練会場とするとともに、実践的なブラインド訓練とするため、訓練進行のシナリオは設定せず、想定地震発生から災害が終息するまでの一連の流れについて、夜間も継続して実施した。



土砂災害対応訓練（浜松市天竜区採石場）

イ 会場は、津波による広範囲災害を想定したメイン会場と土砂災害、大規模火災、特殊施設火災、毒劇物災害、橋梁倒壊災害を想定した複数のサブ会場に分散し、訓練参加隊が自ら判断して活動できるよう、実災害に即した設定とした。

特にメイン会場は、終始消防力が劣勢となるように多くの災害想定を設定し、サブ会場を終了した部隊が順次ローテーションで対応した。

ウ 各都県大隊の宿営場所は、事前には指定せず、ブラインド型で、訓練当日の進出途上に支援情報共有ツール等を使用して指定した。

また、ヘリベースとした富士山静岡空港では、航空隊2隊が宿営した。

エ 夜間の消防活動、休息、睡眠等のローテーションは、指揮支援隊と各都県大隊が想定災害への対応状況を共



有し、調整の上、訓練実施中に決定した。

オ 夜間の活動には、警察、自衛隊、DMAT及び国土交通省も参加し、機関ごとにローテーションを組み、絶え間なく連携活動を実施した。

カ 広域医療搬送は、想定被災地の医療救護計画等で指定されている実際の病院とSCUを使用し、救急車とヘリコプターで搬送した。



航空自衛隊浜松基地内に設置されたSCU

キ 例年、情報通信や燃料補給等の項目ごとに実施していた訓練は無くし、実災害と同様、一連の活動の中で運用要綱や各種法令に基づき実施した。

(3) 今後の課題等

ア 各都県大隊の集結場所から被災地へ到着する所要時間が予想より1～3時間遅れた。運用要綱第15条第3項、第18条及び第21条第3項に基づく統合機動部隊の任務や、迅速に被災地に到着するための手段について実践的な訓練を積み重ねることで確立する必要がある。

イ 前記アの到着時間が予想より遅れた要因の一つに、高速道路サービスエリアでの給油待ち渋滞があった。大規模災害時における給油計画等の策定や、大型燃料補給車の配備等、ソフト・ハードの両面からの検討が必要である。

ウ 今回の訓練で初めて検索救助活動における関係機関で統一された活動標示(マーキング)を導入したが、消防以外の機関がこれを活用しなかったため、一度検索した場所を再度検索することがあった。改めて関係機関にも周知する必要がある。

エ 近年の実災害への出動により経験値が向上したことで、緊急消防援助隊の活動に必要な宿営や給食などの後方支援の知識・技術が飛躍的に向上したと思われる。今後の後方支援活動の検証として、トイレの自己完結が挙げられる。

オ 本訓練では、被害規模が大きいことから、管轄消防機関及び県内応援隊による対応が手薄となり、消防力が劣勢となる場合を想定して実施した。同一現場で、管轄消防機関を含め、複数の都県大隊等が活動したケースでは、指揮系統が分散して戸惑う場面があった。運用要綱等で具体的に明示する必要があると考える。



検索救助活動状況のマーキング(浜松市メイン会場)

5. おわりに

今回の訓練は、地域ブロック合同訓練の重点推進事項に基づき、実践的な訓練を目指しました。

「実践的な訓練とはどのような訓練か。」と考え、「自ら考えて判断する実践的な思考力を養う訓練である。」と位置づけ、訓練を計画しました。

訓練参加隊が実践的に思考力を展開させるため、詳細な計画は設定せず、必要最小限の情報と視覚で判断できる想定を設定し、より実災害に即したものとしました。

本訓練終了後の意見を聞くと、「実践的な訓練とはこうあるべき。」とある一方で、「実践的とは言ってもシナリオが無ければ訓練として成り立たない。」との意見もあり、賛否が大きく分かれたように思います。

今回の訓練を通して、多方面で多くの反省材料を得ることができ、今後の緊急消防援助隊のあり方や、実践的な訓練のあり方について問題を提起することができたと思います。

今回の訓練に際しまして、多大な御協力を賜りました参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 村主
TEL: 03-5253-7527 (直通)

先進事例 紹介

消防団など地域で活躍する大学生の就職活動を応援！

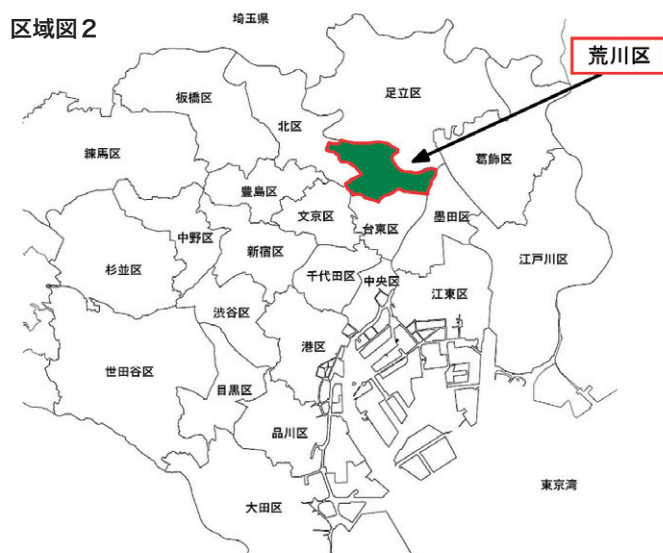
～荒川区青年社会貢献活動認証制度～

東京都 荒川区

荒川区では、消防団をはじめとする地域活動やボランティア活動で顕著な実績を残した大学生を公的に認証し、同時に就職活動を応援する事業を実施しています。地方自治体における取組事例として、概要を紹介させていただきます。

1 荒川区の概要

荒川区は、東京都の東部に位置し、東京23区のうちで21番目の10.20km²の面積を有する区です。隅田川が区の北東部に穏やかに流れ、区の大部分は起伏のない平坦な地形となっています。



人口は、交通利便性や区の施策効果などにより増加傾向にあり、平成26年11月時点でおよそ20万9千人。再開発による大規模なマンションと、東京の下町の雰囲気を残す街並みとが混在しており、木造住宅が密集する地域の災害対策については、重点的に対策を進めています。

区民の足として親しまれる路面電車「都電荒川線」のほか、全国的にも珍しい公設の遊園地「あらかわ遊園」、色とりどりの布地等を販売する店舗が並ぶ「日暮里（につぼり）繊維街」でご存知の方も多いと思いますが、日光街道の宿場町である千住（せんじゅ）は、松尾芭蕉が奥の細道へと旅立った地として知られています。

2 荒川区青年社会貢献活動認証制度

(1) 事業開始の経緯

荒川区には、荒川消防団と尾久消防団の2つの消防団があり、荒川消防団は8分団、尾久消防団は6分団により構成されています。消防団員の充足率は定員500人に対して9割弱であり、団員増加に向けた取り組みを強化することが課題となっています。

こうしたなか本区では、大学生等を対象として、地域活動等の社会貢献活動に顕著な実績があった方を公的に認証し、同時に就職活動を応援する事業「荒川区青年社会貢献活動認証制度」を、平成23年度から実施しています。

いわゆるリーマンショックを機に雇用情勢が悪化し、特に若年者の就職が厳しさを増したことを受けて、「次代を担う若者の活躍を応援しよう」「厳しさを増す大学生の就職を支援しよう」と考えて開始しました。

(2) 事業の対象者など

本事業は、公的認証を具体的に就職活動に活かしてもらうため、就職活動を予定している大学生と大学院生を主な対象者としており、この趣旨にもとづき、卒業後3年までの既卒者を対象に含める一方で、大学1、2年生を対象から除外しています。

認証の対象となる活動は、消防団活動などの地域活動やボランティア活動などの「社会貢献活動」です。なお、

区内で行われた活動であれば、区民だけでなく区外在住者も認証することが可能であり、区民の方が行った活動であれば、区内だけでなく区外での活動実績も対象とすることが可能です。これは、本区の事業でユニークな点です。

(3) 事業の実績等

区では、平成23年度から平成25年度までの3年間で34人の方を認証しました。これまで、消防団活動、青少年育成団体での活動、中学校での補習活動、障がい者向け健康体操の普及活動などで実績のあった方々を認証しており、このうち消防団活動で認証を受けた方は3人となっています。

認証の候補者については、広報誌やチラシ、ホームページで自薦を広く募集するとともに区内部からの推薦を受け付け、書類審査を経て審査会で認証を決定します。認証した方には、区から「認証状」を交付するとともに、就職活動に関する情報提供やアドバイスなどの支援、相談窓口の紹介、就職面接会の案内などを行っています。

行政が認証を行う効果としては、地域社会と大学生を結びつけるきっかけとなること、大学生は、就職活動の中で公的に認証を受けたことをアピールできること、一方、企業は、行動力やコミュニケーション力のある学生を見つけやすくなることがあげられます。

3 結びに

消防団については、平成26年11月28日、消防庁から都道府県知事及び各指定都市市長あてに「消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について」が発出されたところであり、いっそうの充実強化策が求められています。

本区が実施する「荒川区青年社会貢献活動認証制度」は、上記通知で実施奨励された「学生消防団活動認証制度」と同様の仕組みをもつ事業です。本区の事業が参考となり、同様の事業が全国各地で実施されることを期待するとともに、今後とも、消防行政へのご協力を行ってまいりたいと存じます。



西川区長からの認証状の交付



認証式後の記念撮影



認証状 (参考)

熊本市・益城町・西原村による消防広域化

さらなる安全・安心に向けた広域化の取組み

熊本県 熊本市消防局

1 熊本市消防局の概要

熊本市消防局は、九州のほぼ中央に位置し、政令指定都市である熊本市に加え、消防事務を受託している益城町及び西原村を管轄しています。

西は有明海に面する熊本平野から、東は阿蘇外輪山の一部である俵山までの、水と緑にあふれる恵まれた自然環境にあります。

管轄人口約74万人、管轄面積約466km²に、1本部、5消防署、15出張所、2庁舎を配置し、138台の消防車両と729人（平成26年4月1日現在）の消防職員が災害等に対応し、地域住民の安全・安心の確保に努めています。



熊本城

2 広域化に至る経緯

平成18年6月の消防組織法の一部改正に基づき、熊本県は平成20年5月に、県内を城北、中央、城南、天草の4つのブロックに分けて広域化を目指すとした「熊本県消防広域化推進計画」を策定しました。

この計画を受け、熊本市消防局（熊本市）、高遊原南消防本部（益城町、西原村）など4つの消防本部から構

成された中央ブロックは、平成21年11月に「中央ブロック消防広域化協議会」を設置し、広域化の効果や財政シミュレーションなど、広域化に向けた様々な検討を行いました。

その結果、平成25年3月の第10回協議会において、益城町、西原村の熊本市への事務委託方式による広域化について最終合意に至りました。

その後、平成25年6月には、熊本市、益城町、西原村のそれぞれの議会において議決を受け、首長による事務委託に係る協定書への調印を経て正式に決定し、平成26年4月1日から広域化を開始しました。



平成25年6月 事務委託に係る協議書への調印式
(左から住永益城町長(当時)、幸山熊本市長(当時)、日置西原村長)

3 広域化の効果

(1) 現場部隊の増強

消防本部機能の統合によって、管理部門の人員を減らすことができたため、警防人員を拡充しました。西原村の西原出張所は、従来は救急車のみの8時間運用でしたが、広域化後は人員を増やして、ポンプ車も配備したうえで24時間運用となりました。

(2) 初動部隊の増強

益城町、西原村の災害に対する初動部隊について、熊本市域の消防署所からも出場することとして増強を行いました。

例えば、通常の建物火災では、従来は3隊が出場していましたが、広域化後は7隊となりました。

(3) 現場到着時間の短縮

熊本市消防局の司令管制システムを活用して、119番通報から出場までの時間を短縮しました。また、出場してから現場到着までの時間についても、最寄りの消防署所から出場することとしており、益城町や西原村だけでなく熊本市においても、特に境界付近のエリアにおいて時間を短縮しました。

(4) 災害規模に応じた対応力強化

益城町、西原村においても、災害規模に応じて、熊本市消防局の部隊の追加投入が可能となりました。



熊本市消防局 司令管制室

4 広域化のポイント

(1) 事務委託方式の採用

益城町、西原村の経費負担の増加が懸念されることについては、対等な立場で運営に参画する一部事務組合ではなく、消防力に応じた負担とする事務委託方式を選択したことで、委託側の望む消防力に応じた経費負担となりました。

(2) 個別経費と共通経費

熊本市の車両や施設の整備費用等のために、益城町、西原村が多額の費用を払わなければならないのではとの懸念については、個別経費と共通経費とに区分することで、個別消防力に応じた経費負担とスケールメリットを活かした施設整備を両立しました。

(3) 消防運営協議会の設置

消防事務を委託することによって、意見や要望が通らなくなるのではとの懸念については、各市町村の首長及び議長からなる消防運営協議会を設置し、消防事務の管理・運営に係る協議を行うこととしました。

5 おわりに

広域化開始からやがて1年が経過しようとしています。大きなトラブルなく概ね順調に進んでおり、旧高遊原南消防職員も、現在は熊本市消防職員としての自覚を持って消防業務にあたっています。

熊本市民はもとより、新たに益城町、西原村の住民の皆様生命・身体・財産を守るという重要な役割を常備消防の立場から担うこととなりましたので、今後も安全で安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組み、住民の皆様が広域化して本当に良かったと思っていただけるよう、その役割をしっかりと果たしていきたいと考えています。



熊本市消防局 特別高度救助隊

京阪バス株式会社枚方営業所において高速道路事故を想定した合同訓練を実施

枚方寝屋川消防組合

枚方寝屋川消防組合では、平成26年11月27日（木）、高速道路上で高速バスを巻き込む交通事故が発生し、多数の負傷者が発生しているとの想定のもと、京阪バス㈱と合同訓練を実施しました。

この訓練には約65名が参加し、事業所との連携を図りながら、高速道路上での安全管理体制・車両火災発生時の筒先警戒・バスからの救出・応急救護所でのトリアージ・現場指揮所での情報共有等を実施し、有事の際の対応力の向上及び関係機関との連携強化を図ることができました。



高速道路での重大事故想定訓練を実施

千曲坂城消防本部

平成26年11月11日（火）、上信越自動車道 長野インターチェンジ駐車場内において、当本部、NEXCO東日本、長野県警察本部、長野赤十字病院DMAT、佐久ドクターヘリなど約100名が参加し訓練を実施しました。

訓練では、大型観光バスなど3台が絡む事故で多数の負傷者が発生したとの想定により、関係機関による情報伝達、消防警察による救助やトリアージ、DMATによる早期治療、ドクターヘリによる搬送訓練などを行い、関係機関相互の手順や連携について確認を行いました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

商店街でお仕事体験！

東京消防庁国分寺消防署

国分寺消防署（日下田稔署長）は、平成26年11月16日（日）に国分寺駅北口商店街で開催されたぶんザニアに協力しました。

ぶんザニアは、商店街の各店舗でお仕事体験をして得た通貨で緑日に参加できる小学生以下の子ども達を対象にした行事で、今年初めて実施されました。

署では裏庭を開放し、ミニ防火衣の着装をしてもらった後に、消火体験や煙体験ハウスを利用した検索体験などをしてもらいました。

当日はお天気にも恵まれ、沢山のちびっこ消防士たちがお仕事体験に訪れてくれました。敬礼もかっこよく決まった皆さんが、将来私たちの後輩になつてくれるように祈っています。



地震による損壊建物からの救出訓練

日光市消防本部

日光市消防本部では平成26年11月14日（金）、日光消防署新築に伴い解体予定の旧庁舎を使用し、当消防本部の3消防署合同による消防訓練を実施しました。

今回の訓練は、栃木県北部を震源として発生した震度6強の地震により、管内の3階建てのホテルが損壊し、火災の発生に伴い逃げ遅れがいるとの想定により実施し、想定以外の詳細は不明としたブラインド型訓練としたため、実戦さながらの緊張感を持った有意義な訓練となりました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

警防科 (第95期、第96期)

消防大学校では、専科教育において、警防業務の指導的立場にある職員を対象とした研修課程で、警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に「警防科」を設置しています。

平成26年度警防科においては、第95期学生60名（平成26年6月11日～7月30日）、第96期学生60名（平成26年10月21日～12月10日）が、事前教育として約1ヶ月間のeラーニング（インターネットによる個別学習）の受講を経て、消防大学校での約7週間の全寮制の集合教育を終え、卒業しました。

消防大学校の教育訓練では、東日本大震災を含めた最近の災害・事故等の教訓を踏まえ、教室等での座学（講義）や実技を伴う実科訓練を実施しています。

座学では、最新の消防行政の動向に関する講義のほか、火災現場指揮、安全管理、特殊災害対策、医療機関との連携、教育技法等、警防業務の教育指導者として必要な知識の習得に努めました。

実科においては、小・中・大隊長としての段階的な指

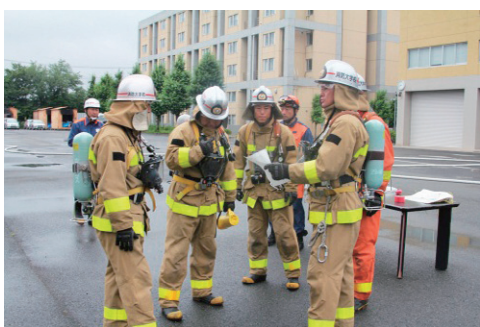
揮訓練、特殊災害対応訓練（BC災害対応）、危険予知訓練、多数傷病者対応訓練等を実施し、広く警防活動における基本技術等を学びました。

また、入校中に習得した知識技術の集大成として学生企画総合訓練を実施し、訓練の企画から実施、検証、報告までの技法を学びました。

さらに、火災件数の減少と熟練職員の大量退職に伴う経験の浅い若年職員の増加や火災性状等の認識不足による受傷事故を減少させるため、実火災体験型訓練（ホットトレーニング）を実施しました。

今回の研修を受講して、学生からは入校当初の目標を達成することができ、大変有意義であったとの意見が多く寄せられたほか、同じ目標を持った仲間が全国から集い、入校期間中は様々な意見を交わすことができたことは大変貴重であったとの感想も多くみられました。

今後は、消防大学校で習得した幅広い知識と磨きをかけた技術に加え全国の仲間から得た情報を活かして、警防業務の教育指導者として活躍することが期待されます。



指揮訓練の様子（第95期）



消火戦術訓練（PPV）の様子（第95期）



通常点検の様子（第96期）



指揮シミュレーション訓練の様子（第96期）

自主防災組織育成短期講習会

消防大学校では、「自主防災組織教育指導者に対する教育のあり方に関する調査研究」の一環として作成した指導者用教本の普及及び効果検証を行うために、自主防災組織の指導・育成業務に携わる担当職員（行政職員、消防職員、学校教官）を対象にして、業務に必要な基礎的知識及び能力の習得を目的とした講習会を開催しています。

平成26年度は、消防大学校（10月23日～24日）及び香川県高松市（11月13日～14日）で開催し、全国各地から地方公共団体の職員113人（都道府県6人、市区町村59人、消防本部41人、消防学校7人）が受講しました。

講習会は、講義及び演習の2日間で構成し、1日目は、消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室住民防災係長による「地域防災力の充実強化への取組」、香川県丸亀市川西地区自主防災会の岩崎会長による「自主防災組織の現状」、山口大学大学院の瀧本准教授による「今から始める地域防災の再生」の講義を実施しました。

2日目は演習として、受講者は6名1グループとなり、瀧本准教授、NPO法人ぼうぼうネットの山崎理事、岡

山県瀬戸内市危機管理部危機管理課の松井主任の指導の下、「地域防災推進のための研修体験」として、「まち歩き」、「災害図上訓練D I G」、「防災啓発事業の創出」を実施しました。今年度から新たに実施した「まち歩き」は、災害図上訓練D I Gをより効果的なものとするために、図上訓練で使用する地図上を実際に歩き、地域の危険箇所や避難場所等を確認するものです。

研修を終えた受講者からは、「自主防災組織に係る業務の基本的な事項について、再確認・習得する機会となった」、「自主防災組織を継続活動活性化するための参考になった」、「災害時は何が起きるか分からないが、災害が起きていない今だからこそ考え、準備しなければならないことが沢山あると学べた」、「まち歩きをすることで、住民目線で図上訓練に臨むことができた」等の感想が多く寄せられました。

今後は、自主防災組織を指導・育成していく上で、本講習会で得た知識、技術を十分に活用し、それぞれの地域で活躍されることが期待されます。



川西地区自主防災会会長 岩崎 正朔氏による講義の様子



災害図上訓練D I Gの様子

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の主な報道発表について (平成26年11月26日～平成26年12月19日)

<総務課>

| | | |
|----------|---------------------------------|---|
| 26.12.19 | 「平成26年版消防白書」の公表 | 消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。 平成26年版消防白書では、特集において、緊急消防援助隊の機能強化、消防団等地域防災力の充実強化、最近の大規模自然災害・火災爆発事故への対応及びこれを踏まえた消防防災体制の整備について取り上げています。 |
| 26.12.8 | 「消防防災科学技術研究推進制度」平成27年度研究開発課題の募集 | 「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発を委託する競争的資金制度です。 平成27年度においては、「科学技術イノベーション総合戦略2014」、「世界最先端IT国家創造宣言」、「日本再興戦略」改訂2014等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、研究開発課題を募集します。 |

<救急企画室、参事官、広域応援室>

| | | |
|----------|-----------------|---|
| 26.12.19 | 平成26年版 救急・救助の現況 | 「平成26年版 救急・救助の現況」(救急蘇生統計を含む。)を取りまとめましたので、公表します。 |
|----------|-----------------|---|

<危険物保安室>

| | | |
|----------|-----------------------------|---|
| 26.11.27 | 「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討会」の発足 | 屋外タンク貯蔵所の耐震安全性を総合的に確認するため、「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討会」(以下「検討会」という。)を発足することとしたのでお知らせします。 |
|----------|-----------------------------|---|

<特殊災害室>

| | | |
|----------|--|---|
| 26.12.19 | 「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会」の発足 | 石油コンビナート等に設置されている消火用屋外給水施設について合成樹脂配管を使用する場合の各種検討を行う「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会」を発足することとしましたのでお知らせします。 |
| 26.11.28 | 「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の表彰組織の決定及び総務大臣賞表彰式の実施 | 石油コンビナート等における特定事業所において、自衛防災組織の技能及び士気の向上をもって石油コンビナート等の防災体制の充実強化を図ることを目的として「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を実施し審査した結果、表彰組織(総務大臣賞及び消防庁長官賞)を決定し、総務大臣賞表彰式を実施しましたので、公表します。 |

<防災課、防災情報室>

| | | |
|----------|--|---|
| 26.11.28 | 「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(47火山)における避難施設等の設置状況の実態調査結果 | 平成26年9月27日の御嶽山噴火災害を受けて、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(47火山)における避難施設(退避壕・退避舎)、災害情報伝達手段の整備状況について緊急調査を10月に実施し、その結果を取りまとめましたので公表いたします。 |
|----------|--|---|

<国民保護室、国民保護運用室>

| | | |
|----------|--------------------------------|---|
| 26.12.10 | 全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達訓練の結果 | 11月28日に実施した全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達訓練の結果を公表します。 |
|----------|--------------------------------|---|

<地域防災室>

| | | |
|----------|---------------------|--|
| 26.12.19 | 「消防団員入団促進キャンペーン」の実施 | 消防庁では、平成27年1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置づけ、消防団員募集の運動を展開します。 |
|----------|---------------------|--|



最近の通知 (平成26年11月26日～平成26年12月19日)

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|-----------------|-------------|---------------------------------|----------------------------|--|
| <u>事務連絡</u> | 平成26年12月18日 | 各都道府県消防防災主管部 (局) | 消防庁救急企画室 | 寒冷な環境下における自動体外式除細動器 (AED) の適切な保管・運搬について |
| <u>消防予第501号</u> | 平成26年12月15日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について (通知) |
| <u>消防予第482号</u> | 平成26年12月12日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁次長 | 「第61回文化財防火デー」の実施について (通知) |
| <u>消防災第283号</u> | 平成26年12月8日 | 関係都道府県消防防災主管部長 | 消防庁国民保護・防災 部防災課長 | 降積雪期における防災態勢の強化等について (通知) |
| <u>中防消第21号</u> | 平成26年12月8日 | 関係都道府県消防防災会議会長 | 中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安倍 晋三 | 降積雪期における防災態勢の強化等について |
| <u>消防予第473号</u> | 平成26年12月5日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 基準の特例を適用した検定対象機械器具等の点検要領について (通知) |
| <u>消防地第153号</u> | 平成26年11月28日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁次長 | 消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について |
| <u>消防救第198号</u> | 平成26年11月28日 | 各都道府県消防防災主管部(局)長 | 消防庁救急企画室長 | エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について |

広報テーマ

| 1 月 | | 2 月 | |
|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①文化財防火デー ②1月17日は「防災とボランティアの日」 ③消火栓の付近での駐車禁止 ④消防団員の入団促進 | <p>予防課 地域防災室 消防・救急課 地域防災室</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①春季全国火災予防運動 ②住宅の耐震化と家具の転倒防止 ③全国山火事予防運動 ④地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ | <p>予防課 防災課 特殊災害室 地域防災室</p> |

第61回文化財防火デー

予防課

昭和24年1月26日、法隆寺金堂（奈良県生駒郡）から出火した火災によって、1300年の歴史を持ち、世界的な至宝と言われた金堂の壁十二面に描かれた仏画の大半が焼損しました。

その後も文化財の焼失等が相次いだため、このような被害から文化財を守るとともに、文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、消防庁と文化庁の共唱により、法隆寺金堂が焼損した1月26日を「文化財防火デー」と定めて、その日を中心に、各地で文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の連携・協力により、消防訓練が実施されます。



第60回文化財防火デーにおける消防訓練の様子
於:出雲大社（島根県） 【写真提供 文化庁】



第60回文化財防火デーにおける消防訓練の様子
於:増上寺（東京都） 【写真提供 文化庁】

○文化財防火デー実施方針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、教育委員会及び消防機関は、この日を中心に積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財所有者、管理者その他の関係者は、平素の文化財の防災体制の整備や防災対策の強化に加え、「文化財防火デー」においては、文化財は国民共有の貴重な財産であるということを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、「文化財防火デー」においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

我が国の文化財建造物はその多くが木造であり、美術工芸品についても木や紙又は布等の燃えやすい材質により造られているものが多く、火災により焼損する危険をはらんでいます。

このような文化財を災害から守るためには、文化財関係者や関係機関だけではなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要となります。

「文化財防火デー」を機に、文化財愛護の意識や、防火・防災意識の高揚に努めてください。

○第61回文化財防火デー

主な消防訓練場所（予定）

場所▶丸岡城（福井県坂井市）

日時▶平成27年1月26日（月）13時30分～

その他の地域における訓練等の予定につきましては、最寄りの消防署へお問い合わせください。

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 増沢、大槻
TEL: 03-5253-7523



1月17日「防災とボランティアの日」 1月15日～21日は「防災とボランティア週間」

地域防災室

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全国から数多くのボランティアが駆け付け、様々な活動を実施しましたが、このことが被災地の復興に向けた大きな力となったことから、災害ボランティア活動の重要性が広く認識されるようになりました。

これを契機として、平成7年12月、国民の皆さんが災害時におけるボランティア活動や地域の自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの強化を図ることを目的に、「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」が創設されました。

毎年、この時期には、地方公共団体や関係団体の密接な連携の下、全国各地で講演会や展示会等の災害ボランティア活動に関する様々な普及啓発活動が行われています。

阪神・淡路大震災の発生から20年を迎えましたが、その後も東日本大震災を始め、全国各地で地震や風水害などの自然災害が数多く発生し、甚大な被害をもたらしており、これらの災害による被災地では災害ボランティア活動が献身的に行われています。

平成26年は、「2月14日から16日の大雪」、「台風第8号及び梅雨前線の影響に伴う7月6日からの大雨等」、「平成26年8月豪雨」、「台風第18号等に伴う大雨」等、多くの災害が発生しましたが、それぞれの被災地では、災害ボランティアによる様々な活動が行われました。

災害ボランティアによる復旧・復興支援、生活再建支援等の活動は、被災地の復興を早める等、大きな役割を果たしています。しかしながら、被災地における受入れ体勢の整備が困難なため、ボランティアが十分な活動を行えないこともあります。

このため、地方公共団体では、災害ボランティアの登録制度を設け、登録されたボランティアに対する訓練時及び災害時の活動について補償制度を整備したり、災害ボランティアに関するマニュアルや手引きを作成したりしています。この他、災害ボランティア等と定期的に意見交換を行う場を設けていることもあります。

また、消防庁においても毎年、災害ボランティアが活動しやすい環境の整備について、関係者が意見交換を行う場を設けています。

ボランティア活動に関心のある方は、身近で活動するボランティア団体への訪問、活動支援のための募金、地域の自主防災組織への参加など、一人ひとりができることから少しずつ参加してみてください。

また、「防災とボランティア週間」中に全国各地で開催される催しにも是非、足を運んでください。

関連リンク

- ◎災害時のボランティア活動の実践コース（消防庁）
<http://open.fdma.go.jp/e-college/kiso/05/kiso05.html>
- ◎防災とボランティア週間（内閣府）
<http://vol-week.go.jp>



ボランティアによる土砂の撤去作業
(写真提供：山口市社会福祉協議会)



ボランティアによる土砂の撤去作業
(写真提供：山口市社会福祉協議会)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山下、橋本、山本
TEL: 03-5253-7561



消火栓や防火水槽付近への駐車は禁止されています

消防・救急課

皆さん、消防隊が消火に使用する水は、消火活動中にどうやって補給しているか知っていますか？池や川の水を吸い上げて補給することもあります、多くの場合は道路脇や歩道上に設けられた消火栓や防火水槽を使用し補給しています。

しかし、消火栓や防火水槽付近の駐車車両により（下の写真）、水が補給できず消火活動に支障をきたすことがあります。

消火栓や防火水槽付近に駐車することは法律においても禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。



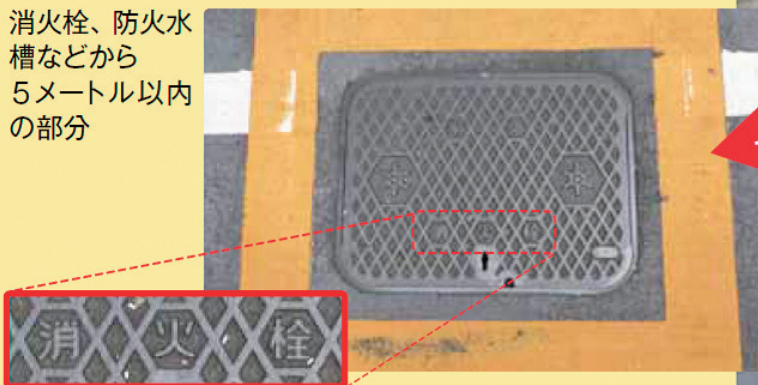
消火栓の上に車が止まっているため、消防自動車が消火栓を使用することができません。



消火栓は、消防自動車吸水しやすいように、道路脇や歩道上に設置されています。消火栓など、消防水利周辺への駐車はやめましょう。

駐車が禁止されている主な場所

消火栓、防火水槽などから5メートル以内の部分



問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 吉武
TEL: 03-5253-7522



消防団への入団促進

地域防災室

消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つであり、消防団員は、本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保のために活動する非常勤特別職の地方公務員です。

さて、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、昨今の記録的集中豪雨、台風災害などの大規模災害において、消防団員は住民の避難誘導等を献身的に行ってきました。このように、消防団は、日頃の消火活動のみではなく、大規模災害時には昼夜を分かたず果敢に活動しており、地域防災力の中核として不可欠な存在となっています。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続けており、平成26年4月1日現在、約86万4千人で10年前の平成16年4月1日の約91万9千人に比べ、約5万5千人（約6.0%）減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

このような中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月に成立しました。この法律では、消防団への加入促進などが規定され、消防庁では消防団の充実強化に向け、より一層、各種施策に取り組んでいます。

また、全国の消防防災機関では、消防団員の確保に向けた様々な取組を展開しているところですが、例年3月末から4月にかけて消防団員の退団が特に多くなる時期を迎えることから、今年度も1月から3月までの間、全国的な「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。

本キャンペーン期間中は、消防団員の確保に向けて、特に、事業所の協力促進並びに女性及び大学生等の入団促進に重点的に取り組むこととしています。

○消防団活動への事業所の協力の促進

現在の消防団員の約7割が、会社員などの被雇用者であり、消防団活動には、事業所の協力が不可欠となっています。平成18年度から消防団協力事業所表示制度がスタートしており、勤務中の出勤への便宜や従業員の入団促進を図るなど事業所ぐるみで積極的な活動を行っている事業所も多く、既に平成26年4月1日現在で「消防団協力事業所」として10,425事業所が認定されています。

○女性の入団促進

女性を消防団員として採用しようとする動きが全国的に広まっており、平成26年4月1日現在、全国で約2万2千人の女性消防団員が、火災予防広報、一般家庭や高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及啓発活動等、多岐にわたって活動しています。

○大学生等の入団促進

消防団員の高齢化が進む中、若年層の消防団員確保が課題となっています。大学生等の若い力を、消防団活動で発揮していただくことは大変有意義で、地域の防災力向上にも効果的です。平成26年4月1日現在で約2千7百人の大学生等（専門学校生を含む。）が消防団で活躍しています。

○消防団員入団促進等の取組事例



成人式でのPR活動の様子
(野洲市消防団)



スポーツ施設での入団促進活動の様子
(静岡市消防団)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山下
TEL: 03-5253-7561

平成27年1月26日は**第61回文化財防火デー**です。

みんな

守ろう

文化財



 文化庁・消防庁 

第60回文化財防火デー消防訓練
国宝 出雲大社本殿(島根県出雲市)